

社会政策学会

第 151 回（2025 年度秋季）大会

プログラム

◆共通論題◆

介護保険制度 25 年の検証と評価

2025 年 10 月 25 日（土）～26 日（日）

関西学院大学 西宮上ヶ原キャンパス

社会政策学会第 151 回（2025 年度秋季）大会実行委員会
実行委員長 横田 伸子（関西学院大学）

実行委員会事務局 e-mail: tnishimura@kwansei.ac.jp

※懇親会参加・お弁当は大会参加登録と一緒に事前にお申込み・前納ください
（準備の都合上、大会当日の懇親会参加・お弁当のお申込みは原則お受けできないことご了承ください）。

※学会ホームページ上の参加登録システムから、9 月 8 日（月）【正午】～10 月 8 日（水）【正午】の期間内にお申込みください（参加費ご納入は 10 月 13 日（月）までの着金が必要です）。

大会プログラム目次

社会政策学会第 151 回大会開催にあたって.....	1
第 151 回大会実行委員会からのお知らせ.....	3
フルペーパーの閲覧方法.....	5
第 151 回(2025 年度秋季)大会プログラムの概要.....	6
第 1 日 10 月 25 日(土)プログラム.....	8
第 2 日 10 月 26 日(日)プログラム.....	11
共通論題 報告要旨.....	16
幹事会・各種委員会・専門部会開催のご案内.....	39
大会会場・交通アクセス.....	40
キャンパスマップ.....	42
教室配置図.....	43
懇親会のご案内.....	45

2025 年度秋季大会における総会開催について

代表幹事 菅沼 隆

下記の通り開催しますので、会員はご参集ください。

日時：2025 年 10 月 25 日（土）17:05～18:05

会場：関西学院大学西宮上ヶ原キャンパス B 号館 101 教室

- 議題：
- 1) 規程新設・規程改正
 - 2) 学会賞選考委員会報告および学会賞表彰
 - 3) 若手研究者奨励賞報告および同賞表彰
 - 4) 役員選挙の結果報告
 - 5) 学会賞選考委員の報告
 - 6) 永年会員の報告
 - 7) 顧問の報告
 - 8) 次回開催校挨拶
 - 9) その他

社会政策学会第 151 回大会の開催にあたって

社会政策学会第 151 回（2025 年度秋季）大会は、2025 年 10 月 25 日（土）から 26 日（日）の二日間にわたり、関西学院大学西宮上ヶ原キャンパスにて開催されます。例年よりも少し遅い 10 月末の開催となりましたのは、2025 年 4 月 13 日から 10 月 13 日まで開催される大阪万博の影響により、期間中のホテル確保が非常に困難となることが予想されたためです。また、この時期は本学の各種入学試験とも重なるため、教室の確保にも苦慮いたしましたが、関係者の皆様のご協力のおかげで、いくつかの校舎に分散しつつも、計 27 もの充実したセッションを行うことができる運びとなりました。

さて、本大会の開催地である関西学院大学上ヶ原キャンパスは、スパニッシュ・ミッション・スタイルと呼ばれる統一された建築様式と豊かな緑が調和した、その美しい景観が大きな魅力です。中世スペインの修道院を思わせる落ち着いた雰囲気の中、赤煉瓦の屋根や白壁、アーチ型の窓が織りなす建築美は訪れる人々を魅了し、中央芝生を囲む時計台やチャペルはキャンパスの象徴となっています。手入れの行き届いた広大な敷地では四季折々の自然の美しさを感じられ、国の登録有形文化財にも指定され、多くの映画やドラマのロケ地としても親しまれてきました。学术交流の場でありながら、歴史と芸術が息づくこの特別な空間で、皆様をお迎えできることを心より楽しみにしております。

大阪梅田方面からお越しになる際は、阪急電車が便利です。阪急神戸線で西宮北口駅へ、そこから阪急今津線に乗り換えて甲東園駅で下車してください。甲東園駅の西出口を出てすぐのバス乗り場から関西学院方面行きのバスをご利用いただくこととなりますが（関西学院前で下車）、このバスは急勾配の坂道を、カーブを曲がりながら上っていくルートを通ります。初めて乗る方は、その急なカーブや揺れに少し驚かれるかもしれませんが、時間に余裕をもってご来学いただければ幸いです。バスを降りれば、すぐに美しいキャンパスが皆様をお迎えします。

本大会の共通論題は、介護保険制度 25 年の節目に当たり、「介護保険制度 25 年の検証と評価」と題し、平岡公一会員（東京通信大学）と小田巻友子会員（立命館大学）を座長に、森詩恵会員（大阪経済大学）、武田公子会員（金沢大学名誉教授）、孔栄鍾会員（佛教大学）、斉藤弥生会員（大阪大学）の各会員にご報告いただきます。共通論題は 25 日（土）に開催予定です。

これに加え、自由論題が 37 件（13 セッション）、テーマ別分科会が 10 セッション、書評分科会が 4 セッションと報告数が多く、多岐にわたるテーマで活発な議論が展開されることと期待しております。

最後に本大会の開催にあたり、関西学院大学の教員 6 名で実行委員会を組織いたしました。西村智（経済学部）、長松奈美江（社会学部）、今井小の実（人間福祉学部）、四方理人（総合政策学部）、本郷亮（経済学部）そして私 横田伸子（社会学部）で大会の準備を進めてまいりました。

皆様にとって、本大会が実り多き学术交流の場となりますことを心より願い、ご来学を心よりお待ちしております。

社会政策学会第 151 回大会実行委員長 横田伸子

第 151 回大会実行委員会からのお知らせ

1. 参加登録・参加費等の前納について

- 学会ホームページ上にオンライン参加登録システムを設けます。大会に参加される方は 10 月 8 日（火）【正午】 までにお申込み（参加登録）ください。

【大会参加申込フォーム URL】

<https://service.gakkai.ne.jp/society-member/auth/apply/JASPS>
社会政策学会ホームページ>重要なお知らせ>「次回大会」からアクセス

- 参加費等（大会参加費/懇親会費/お弁当代）は、参加登録後に配信される、登録完了のお知らせメールをご参照の上、クレジットカード決済か ゆうちょ銀行口座にお振込みください（ゆうちょ銀行口座へのお振込みの場合かかる手数料は各自でご負担ください）。参加費等のご納入は 10 月 13 日（月）までの着金が必要です。
- 大会参加費は、一般会員は前納 2,500 円（大会当日 3,000 円）、割引会員（常勤職に就いていない会員）および外国人会員は前納 1,500 円（当日 2,000 円）です。永年会員は無料です。非会員は（一般・院生とも）一般会員と同額です。
- 懇親会費（6,500 円）、お弁当代（1500 円）は事前のお申込み・前納のみです。準備の都合上、大会当日のお申込みは原則お受けできません。ご了承下さい。
- 前納された大会参加費、お弁当代、懇親会費は原則払戻しできません。ご了承下さい。

2. 大会受付について（42 頁ご参照）

- 10 月 25 日（土）、26 日（日）とも、受付は B 号館 1 階ロビーで行います。

3. ご昼食について

- お弁当は、参加登録時にどなたでもお申込みいただけます。参加登録時にお申込み・前納ください。
- お弁当代は 10 月 25・26 日とも 1500 円です。お弁当は休憩室（B 号館 104 教室）でお渡し（当日 11 時頃からを予定）します。

※ 1 日目、お昼休みの会議の場所（大学院 1 号館）までお弁当のお届けをご希望の方は受付の際にお申し出ください。お昼休み時間に大学院 1 号館まで配達いたします。

- 10 月 25 日はキャンパス内の生協食堂（11:00~14:00）もご利用になれます。26 日は生協食堂はご利用になれませんが、キャンパス近くにローソンがございます（42 頁ご参照）。

4. 懇親会について（45 頁ご参照）

- 関西学院会館レセプションホールにて開催します。
- 参加登録時にお申込み・前納ください。懇親会費は 6,500 円です。

5. フルペーパー、報告時間について

- 大会におけるフルペーパーは、「フルペーパーの閲覧方法」（5 頁）をご覧ください。会場内でのフルペーパー配布は行いません。
- 自由論題報告者の報告時間は 25 分、質疑応答時間は 10 分です。ご不明な点は 垣田裕介 秋季企画委員長（yusukekakita@gmail.com）にお問い合わせください。

6. プレゼンテーション・ツールのご使用、レジュメ等資料配布について

- ご報告の際は、プレゼンテーション・ツール（PDF 等）のご使用、またはレジュメ等の資料配布を

ご検討ください。

- 資料配布は任意で、簡易（様式・枚数とも自由）なもので結構です。配布する場合の目安は70部です。当日会場までご持参ください。プレゼンテーション用データも USB メモリに保存し当日ご持参ください。いずれも開催校に事前送付・送信なさらぬようご協力をお願いします。
- 各会場設置パソコンの OS は Windows 11（23H2）です。
- ソフトウェア動作環境にご不安がある場合、また Mac をご使用なされたい場合、プレゼンテーション用ソフトウェア等がインストールされたご自身のパソコンと接続コード（HDMI 端子用）をご持参ください。HDMI 端子に接続し、スライド等を投影することが可能です。

7. キャンパス内での Wi-Fi ご利用について

- 接続する無線(SSID)は eduroam になります。eduroam 参加校にご所属か否かに関わらずどなたでもご利用いただけます。大会期間中、会場内にて ID と password をご案内いたします。
（注意）教育・研究目的以外のゲームや動画視聴などは、目的外利用に相当しますので、そのような行為は行わないようにしてください。

8. 共通論題と総会の情報保障について

- 共通論題と総会では情報保障のため字幕映示を提供します。

9. 名札と大会参加証明書について

- 受付時にお渡しする名札ケースは大会終了時までに受付設置の箱にご返却ください。
- 名札は大会参加証明書を兼ねます。大会参加証明書がご入用な方は名札ケースご返却の際に中身の名札だけを忘れずお持ち帰りください。
- お弁当をお受取りになる際、あるいは懇親会会場にお入りになる際、受付担当に見えやすいよう名札をご提示ください。

大会期間中の託児補助金制度について

社会政策学会事務局

大会に参加するため、託児サービスを利用した会員に対して、大会期間中を対象に、費用の一部を補助します。

この制度の利用は前記の大会申込フォームにて申請してください。

※ 託児補助制度のご案内は、社会政策学会ホームページからご確認できます。

社会政策学会ホームページ>重要なお知らせ>「次回大会」下部「託児補助金制度について」

大会報告のフルペーパーの閲覧方法について

第128回(2014年度春季)大会より、大会における報告のフルペーパーは電子化されています。報告者には、事前にフルペーパーを電子ファイルで提出していただき、大会前後の限られた期間のみ、会員および大会参加者に限って、学会ホームページで閲覧、ダウンロードできるよう公開します。

大会に参加される会員におかれましては、お手数ですが、大会前に下記の要領で報告のフルペーパーを閲覧、ダウンロードしてください。

社会政策学会秋季大会企画委員会委員長 垣田裕介

記

1. ファイルを閲覧できるサイト

社会政策学会ホームページ上に開設します。<https://jasps.org/>

2. 閲覧可能期間(予定)

2025年10月20日(月)～11月16日(日)

*閲覧開始時に、会員宛て一斉メールで改めてお知らせいたします。

3. パスワード

パスワード:

*ID、パスワードは、他人に教えることのないようお願いいたします。

*非会員の参加者には、大会時にお知らせします。

*Android OSの標準ブラウザやChromeでは認証できません。

Firefox等のブラウザをインストールするか、他のOSで論文をダウンロードしてください。

4. ファイルの形式

原則としてPDFです。MS-WORD、MS-EXCELの場合もあります。

5. お問い合わせ

フルペーパーのダウンロードについて:http://jasps.org/conference_fullpaper.html

広報委員会委員長 水野有香(愛知大学) ymizuno@vega.aichi-u.ac.jp

フルペーパー電子化等に関するご意見、ご要望

秋季大会企画委員会委員長 垣田裕介(大阪公立大学) yusukekakita@gmail.com

以上

第 151 回(2025 年度秋季)大会プログラムの概要

最右列：B から始まるものは B 号館の教室、院から始まるものは大学院 1 号館の教室になります

第 1 日 2025 年 10 月 25 日(土) テーマ別分科会・自由論題・書評分科会・共通論題

9:30～11:30	テーマ別分科会 ①生活保護制度の実態把握と可視化に向けた多面的分析——統計・ 監査資料等にもとづく検証 B103 ②わが国の訓練施策の現状と課題——国際比較からみた日本への示 唆 B201 ③社会構造とプロセスから見る公害問題の再検討——水俣病問題の 事例から B203 自由論題 【A】社会保障 B301 【B】ケア 院 201 【C】子ども 院 205 書評分科会 労働 院 207
11:30～12:50	昼休み
12:50～17:00	共通論題 介護保険制度 25 年の検証と評価 B101 座 長 平岡公一(東京通信大学) 小田巻友子(立命館大学) 第 1 報告 介護保険制度は何を実現したのか？ ——社会保障・社会福祉制度再編の行方と今後の課題 森 詩恵(大阪経済大学) 第 2 報告 介護保険財政の持続可能性と介護コストの保険外化 武田公子(金沢大学・名誉教授) 第 3 報告 介護保険制度と障害福祉制度の交錯 ——制度的接合の進展と理念的乖離の分析 孔 栄鍾(佛教大学) 第 4 報告 国際比較からみる介護供給の変容と日本の介護保険制度 斉藤弥生(大阪大学) 総括討論
17:05～18:05	総会 B101
18:10～19:50	懇親会 関西学院会館レセプションホール

第2日 2025年10月26日(日) テーマ別分科会・自由論題・書評分科会

9:30～11:30	テーマ別分科会 ④社会の公器としての労働組合を考える B103 ⑤移民労働者とジェンダー——インターセクショナリティの視点から B202 自由論題 【D】医療・介護 B203 【E】賃金と社会政策 B204 【F】差別と排除 B301 【G】労働 B302 書評分科会 現金給付 B303
11:30～12:50	昼休み
12:50～14:50	テーマ別分科会 ⑥障害者雇用・就労がめざすべき方向性(その1) B103 ⑦タイにおける社会保障とは何か——日本と何が違うか B202 ⑧福祉政策の政策形成、実施・運営過程における理論と実際上の課題 B203 自由論題 【H】育児支援政策 B204 【I】障害者 B301 【J】震災と社会政策 B302 書評分科会 福祉 B303
14:50～15:00	休憩
15:00～17:00	テーマ別分科会 ⑨障害者雇用・就労がめざすべき方向性(その2) B103 ⑩ジェンダーの視点から見た2025年年金改革 B202 自由論題 【K】デジタル社会 B203 【L】生活保障 B204 【M】人事労務管理 B301 書評分科会 東アジア B302

※2日目の教室はすべてB号館内にあります

※共同研究で登壇者が限定される場合、登壇者に下線を引いて示しています。

第1日 10月25日(土)プログラム

9:30~11:30 テーマ別分科会・自由論題・書評分科会

テーマ別分科会 ①

B103 教室

生活保護制度の実態把握と可視化に向けた多面的分析—統計・監査資料等にもとづく検証〔一般〕

座長： 大津 唯(埼玉大学)

コーディネーター： 岩永理恵(日本女子大学)

1. 生活保護の実施体制——生活保護法施行事務監査資料を用いた分析
渡辺久里子(神奈川大学)・岩永理恵(日本女子大学)
2. 生活保護申請率の動向と地域間格差の分析
桜井啓太(立命館大学)・奥田侑子(堺市役所・非会員)・伊原千晶(立命館大学・院生・非会員)
3. 生活保護率の変動要因に関する統計学的検討
大津 唯(埼玉大学)

テーマ別分科会 ②

B201 教室

わが国の訓練施策の現状と課題——国際比較からみた日本への示唆〔一般〕

座長・コーディネーター： 竹沢純子(国立社会保障・人口問題研究所)

予定討論者： 酒井 正(法政大学・非会員)

1. わが国の訓練施策の現状・自治体レベルでの訓練施策の取り組み
中井雅之(厚生労働省・非会員)
2. 訓練施策の給付と財源をめぐる課題——国際比較からみた日本への示唆
竹沢純子(国立社会保障・人口問題研究所)・横山真紀(国立社会保障・人口問題研究所)・宮本香織(国立社会保障・人口問題研究所、お茶の水女子大学基幹研究院研究員・非会員)
3. セーフティネットとしての再就職支援——スウェーデンからの示唆
西村 純(中央大学)

テーマ別分科会 ③

B203 教室

社会構造とプロセスから見る公害問題の再検討——水俣病問題の事例から〔一般〕

座長・コーディネーター： 田中聡子(県立広島大学)

1. 本源的蓄積過程からみる公害概念の再検討
志賀信夫(大分大学)
2. 公害発生段階における分断の構造と展開——水俣病問題を中心に
鎌谷勇宏(大谷大学)
3. 「もやい直し」が目指したものは何だったのか
田中聡子(県立広島大学)

自由論題【A】 社会保障

B301 教室

座長：高野 剛（立命館大学）

1. 昭和 56 年診療報酬改定の研究——なぜ日本医師会は厚生省の医療費抑制政策を受け入れたのか？
尾玉剛士（獨協大学）
2. 明治後期福祉行政史——1897～1912年
木下 順（法政大学大原社会問題研究所）
3. 社会保障リテラシーの決定要因
平尾智隆（摂南大学）

自由論題【B】 ケア

院 201 教室

座長：駒川智子（北海道大学）

1. ヤングケアラー問題から見た日本の家族政策——国際比較の視点から
張 瑜淳（京都大学・院生）
2. 中国の中老年女性におけるダブルケア責任と労働参加
権 明（一般財団法人アジア太平洋研究所）
3. 家族主義的福祉政策におけるケアラー支援をめぐる課題——「京都市ケアラー支援条例」制定過程における当事者参画を事例として
斎藤真緒（立命館大学）・松田亮三（立命館大学）

自由論題【C】 子ども

院 205 教室

座長：保田真希（北翔大学）

1. 子どもの貧困の認知の規定要因についての量的研究——発達差、性差を考慮して
安 明希（北海道大学・院生）・松本伊智朗（北海道大学・名誉教授）・加藤弘通（北海道大学・非会員）
2. こども食堂実践者の支援の論理——貧困観とジレンマへの着目
松原 祥（東京都立大学・院生）
3. 子どもの健康は母親の働き方をどう変えるのか
内藤朋枝（成蹊大学）

書評分科会 労働

院 207 教室

座長：山村りつ（日本大学）

1. 山田信行（駒澤大学）『日本的労使関係と「モラル・エコノミー」——資本主義における互酬性のありか』（ミネルヴァ書房）
評者：南雲智映（神奈川大学）
2. 三家本里実（福島大学）『AI時代の労働の自律性と資本の統制——ブレイヴァマンの労働過程論をめぐって』（堀之内出版）
評者：松永伸太郎（長野大学）
3. 吉田 誠（立命館大学）『戦後初期日産労使関係史——生産復興路線の挫折と人員体制の転換』（ミネルヴァ書房）
評者：兵頭淳史（専修大学）

11:30～12:50 昼休み

12:50～17:00 共通論題

B101 教室

介護保険制度 25 年の検証と評価

座 長 平岡公一(東京通信大学)
小田巻友子(立命館大学)

第 1 報告 介護保険制度は何を実現したのか？
—— 社会保障・社会福祉制度再編の行方と今後の課題
森 詩恵(大阪経済大学)

第 2 報告 介護保険財政の持続可能性と介護コストの保険外化
武田公子(金沢大学・名誉教授)

第 3 報告 介護保険制度と障害福祉制度の交錯
—— 制度的接合の進展と理念的乖離の分析
孔 栄鍾(佛教大学)

第 4 報告 国際比較からみる介護供給の変容と日本の介護保険制度
斉藤弥生(大阪大学)

総括討論

17:05～18:05 総会

B101 教室

18:10～19:50 懇親会

関西学院会館レセプションホール

第2日 10月26日(日)プログラム

9:30~11:30 テーマ別分科会・自由論題・書評分科会

テーマ別分科会 ④

社会の公器としての労働組合を考える

座長・コーディネーター：西村 純(中央大学)

B103 教室
〔労働組合部会〕

1. より良い地域社会の実現に取り組む労働組合——連合地方組織の事例分析
前浦穂高(労働政策研究・研修機構)・西村 純(中央大学)
2. 労働組合の知られざる一面——なぜ社会貢献活動を続けるのか
中村天江(連合総合生活開発研究所)
3. デンソー労働組合の自己変革と社会課題解決
轟川隆行(デンソー労働組合・非会員)

テーマ別分科会 ⑤

移民労働者とジェンダー——インターセクショナルリティの視点から

座長・コーディネーター：大沢真理(東京大学・名誉教授)

予定討論者：藤原千沙(法政大学大原社会問題研究所)

B202 教室
〔ジェンダー部会〕

1. スーパーマーケットにおける若年外国人女性労働者増加の背景——中高年主婦パートとの関係に着目して
金井 郁(埼玉大学)
2. イタリアと日本における外国人介護労働者の労働・技能・権利をめぐる比較研究
宮崎理枝(日本大学)
3. 日本における移住労働者間の連帯を考える——インドネシア人介護労働者の事例から
平野恵子(横浜国立大学・非会員)

自由論題【D】 医療・介護

座長：瀬野陸見(阪南大学)

B203 教室

1. 初回要介護認定時の平均年齢を用いた地域要因の分析
橋本周哉(大阪大学・院生)
2. 外国人介護人材受け入れの実情とその課題——介護事業者へのヒアリング調査から
馬 文博(大阪経済大学・院生)
3. 医療職のタスク・シフトに関する歴史的分析
早川佐知子(明治大学)

自由論題【E】 賃金と社会政策

座長：久本貴志(福岡教育大学)

B204 教室

1. 社会福祉法人の規模と職員離職率の逆相関関係への着目
高倉弘士(芦屋大学)
2. 最低賃金引き上げの日韓比較——経済政策と労働市場改革に注目して
橋口昌治(大谷大学)

自由論題【F】 差別と排除

B301 教室

座長：鈴木美貴(開志専門職大学)

1. 「自立」の転換——貧困政策における「包摂」と「排除」
狩谷尚志(一橋大学)
2. 相互承認を持たざる(わたし)と持つ(あなた)との間で崩壊させないために——プルドンの所有の概念を中心にすえて社会的包摂を考える
森 瑞季(大阪公立大学)
3. ハンセン病療養所における妊娠・出産で産まれた未感染の子どもの養育に関する研究——ハンセン病患者家族補償法に対する差別・偏見の検証
小倉常明(東京通信大学)

自由論題【G】 労働

B302 教室

座長：浅野和也(津市立三重短期大学)

1. 現代日本で「労働者主体性」を獲得する——2つの“ローキョー”の実践と労働政策
本田恒平(立教大学)
2. 労働審判の起源と背景——絶対王政期におけるリヨン絹織物ギルドの紛争解決制度
大野 威(立命館大学)
3. Motherhood Penalty による賃金低下——スキル・職業特性によるその異質性
那須蘭太郎(東京大学・院生)

書評分科会 現金給付

B303 教室

座長：佐々木貴雄(日本社会事業大学)

1. 福島 豪(関西大学)『障害年金の基本構造——障害年金の日独比較法研究』(日本評論社)
評者：森 周子(成城大学)
2. 原田悠希(東海大学)『社会保障制度における社会手当の成立・展開過程——中央地方関係の視点から』(日本評論社)
評者：黒田有志弥(国立社会保障・人口問題研究所)
3. 安藤加菜子(京都大学)『在宅育児手当の意義とあり方——自治体による新たな現金給付とその可能性』(ミネルヴァ書房)
評者：北 明美(福井県立大学・名誉教授)

11:30~12:50 昼休み

12:50~14:50 テーマ別分科会・自由論題・書評分科会

テーマ別分科会 ⑥

B103 教室

障害者雇用・就労がめざすべき方向性(その1)

[非定型労働部会]

座長・コーディネーター：大西祥恵(国学院大学)

1. ILO と国連による障害者雇用・就労政策の規範的形成における検討
引馬知子(田園調布学園大学)
2. 労働政策と福祉政策の統合に向けた運動——ILO に対する全国福祉保育労働組合の提訴を通して
磯野 博(静岡福祉医療専門学校)
3. 障害者の福祉的就労(雇用型)に関する政策変遷と今後の課題
江本純子(佛教大学)・金谷信子(広島市立大学)・冨田哲治(県立広島大学)

テーマ別分科会 ⑦

タイにおける社会保障とは何か——日本と何が違うか

座長：大泉啓一郎(亜細亜大学)

コーディネーター：大泉啓一郎(亜細亜大学)・三好友良(東京大学・院生)

予定討論者：菅沼 隆(立教大学)・金 成垣(東京大学)

B202 教室
〔アジア部会〕

1. タイにおける社会保障制度の形成——東アジア福祉国家とは何が違うのか
三好友良(東京大学・院生)
2. タイの社会保障の現状分析と課題
ウォーラウェット・スワンラダー(チューラーロンコーン大学・非会員)
3. タイの福祉社会——東北地方における女性の活動と仏教的共通善に着目して
江藤双恵(獨協大学・非会員)

テーマ別分科会 ⑧

福祉政策の政策形成、実施・運営過程における理論と実際上の課題

座長：畑本裕介(同志社大学)

コーディネーター：黒田有志弥(国立社会保障・人口問題研究所)

予定討論者：平岡公一(東京通信大学)

B203 教室
〔一般〕

1. 実施過程のなかでの福祉政策の形成——政策起業家論を中心に
畑本裕介(同志社大学)
2. 住民主体の再定義——介護予防・日常生活支援総合事業における語りの検討
中野航綺(日本大学)
3. 国庫補助負担金による福祉施策の計画・実施の課題
黒田有志弥(国立社会保障・人口問題研究所)

自由論題【H】 育児支援政策

座長：梶原豪人(県立広島大学)

B204 教室

1. 英国の保育における子どもの安全を守る制度の現状——指定保護責任者の語りから
猪熊弘子(駒沢女子短期大学)
2. 先進国の育児支援政策の類型化——OECD21 か国の比較分析
楊 今舩(一橋大学・院生)
3. 保育の質評価の概念変化とその具体的様相
石田健太郎(明星大学)

自由論題【I】 障害者

座長：小田巻友子(立命館大学)

B301 教室

1. 法定雇用率制度の限界と可能性——日本の障害者雇用政策の現状と再設計への視座
福島淑彦(早稲田大学)
2. 知的障害のある高校生を対象とした短時間有償インターンシップの意義
松清あゆみ(東京大学)・近藤武夫(東京大学・非会員)
3. 4年制大学における障害学生への合理的配慮の保障——必要な手続きと体制の検討
山村りつ(日本大学)

自由論題【J】 震災と社会政策

B302 教室

座長：中村天江(連合総合生活開発研究所)

1. 戦前期東京における公園の罹災者問題——関東大震災と東京空襲の比較から
前田一步(聖心女子大学)
2. 福島県における震災・原発事故後の未遂を含む自殺の動向とその継続性
加藤穂高(福島大学)

書評分科会 福祉

B303 教室

座長：郭 芳(同志社大学)

1. 陳 勝(尚綱大学)『当事者が語る「貧困とはなにか」——参加型貧困調査の可能性』(北海道大学出版会)
評者：堅田香緒里(法政大学)
2. 鈴木 良(同志社大学)『知的障害者の施設解体の試み——障害者自立支援法制定期における自立規範の変容と再編』(現代書館)
評者：原田玄機(高崎経済大学)
3. 内山智尋(静岡大学)『中国の福祉コミュニティ形成——ガバナンスと住民参加の視点からみる高齢者ケア』(明石書店)
評者：田中聡子(県立広島大学)

15:00~17:00 テーマ別分科会・自由論題・書評分科会

テーマ別分科会 ⑨

B103 教室

障害者雇用・就労がめざすべき方向性(その2)

〔非定型労働部会〕

座長・コーディネーター：大西祥恵(国学院大学)

1. 障害者就労継続支援A型事業所における制度の構造的課題と限界
藤原雅章(就労継続支援事業所連絡会岐阜・株式会社 WSB バイオ・非会員)
2. コロナ禍前後における在宅就業障害者の労働実態の変容——コロナ禍前後の面接聞き取り調査
高野 剛(立命館大学)

テーマ別分科会 ⑩

B202 教室

ジェンダーの視点から見た2025年年金改革

〔一般〕

座長・コーディネーター：鎮目真人(立命館大学)

予定討論者：田宮遊子(神戸学院大学)

1. 男女共同参画と年金改革との相互作用
吉田健三(青山学院大学)
2. 2025年年金改革における「女性と年金問題」の評価と課題
丸山 桂(上智大学)
3. 女性の貧困と年金制度——シングルマザー・単身女性のライフコースから
吉中季子(神奈川県立保健福祉大学)

自由論題【K】 デジタル社会

B203 教室

座長：吉村臨兵(愛知学院大学)

1. デジタル労働プラットフォームの多様性とその要因——ベビーシッターサービス・プラットフォーム労働を中心に
金 俊永(韓国雇用情報院)・申 在烈(広島大学)
2. 日韓におけるプラットフォーム・ワーカーの保護をめぐる政治——プラットフォーム企業の権力を中心に
金 湊垣(一橋大学・院生)
3. 中国における政府サービスのデジタル化の進展に関する研究
李 赫然(立教大学)

自由論題【L】 生活保障

B204 教室

座長：垣田裕介(大阪公立大学)

1. 居住福祉の観点から現在の居住困窮者支援策の考察
岡本祥浩(中京大学)
2. 居住選択のタイミングに世代間の差異は存在するか
泉田信行(国立社会保障・人口問題研究所)
3. 伝統的リスクと新しいリスクとの相互作用が中間層に与える影響について
秋朝礼恵(東海大学)

自由論題【M】 人事労務管理

B301 教室

座長：恵羅さとみ(法政大学)

1. 地方成長企業の人材育成——制度派労働研究による地方中小企業分析
青木宏之(香川大学)
2. ホワイトカラー雇用制度の変容と労使関係——「ジョブ型」を巡る情報通信企業の事例を通じて
対馬洋平(明治大学・院生)
3. 正規雇用と非正規雇用の職務の差異
鈴木恭子(中央大学)

書評分科会 東アジア

B302 教室

座長：遠藤希和子(金城学院大学)

1. 小笠原信実(九州国際大学)『韓国における公的医療保険と財政——医療の公共性と社会保障財源』(ミネルヴァ書房)
評者：李 蓮花(東京経済大学)
2. BAE Junsub(明治学院大学)『韓国型福祉レジームの形成過程分析——国民年金・医療保険・介護保険・保育政策を中心として』(明石書店)
評者：田中拓道(一橋大学)
3. 片山ゆき(株式会社ニッセイ基礎研究所)『十四億人の安寧——デジタル国家中国の社会保障戦略』(慶應義塾大学出版会)
評者：黄 声遠(大阪経済大学)

共通論題 報告要旨

介護保険制度 25 年の検証と評価

座長	平岡公一（東京通信大学） 小田巻友子（立命館大学）
報告者	森 詩恵（大阪経済大学） 武田公子（金沢大学・名誉教授） 孔 栄鍾（佛教大学） 斉藤弥生（大阪大学）

<趣旨> 秋季大会企画委員会

2000 年の介護保険法施行から、25 年の節目の年を迎えた。利用者本位のサービスの確立と介護の社会化を掲げた介護保険制度は、誰を被保険者とし、どのように給付を行うか、どのように財源を確保するのか、において日本独自の制度を確立してきたといえる。今大会の共通論題では、介護保険制度の導入が社会保障・社会福祉制度全体へ与えた影響の整理、介護保険財政の検証、障害福祉制度や他国の介護制度との比較等を通じて、日本の介護保険制度の 25 年の歩みを振り返り、検証と評価を行う。

1990 年代後半からの社会福祉基礎構造改革では、福祉の多元化が謳われ、多様な民間事業者の介護保険市場への参入が進んだ。しかし、事業者間の競争によるサービスの質の向上という期待とは裏腹に、事業者が採算を取ることが可能なサービス提供への偏りや採算が取れない地域からの事業者の撤退に伴う地域間格差の拡大といった課題が浮き彫りになっている。

また、2005 年の予防重視型システムへの転換や 2017 年に始まった介護予防・日常生活支援総合事業の進展により、介護予防サービスの保険外化も進んだ。こうした介護保険財政の抑制策が各自治体のサービス供給体制にどのような影響をもたらしているのかについても分析し、評価しなければならないだろう。

国外に視点を移すと、ドイツの介護保険制度は部分保険であり、他の社会保障制度との組み合わせの中で、各人の介護費用をカバーする形になっている。他国の事例をもとに、このような他の社会保障制度と介護保険制度の関係性についても再考する余地があると考えられる。

なお、介護保険制度と他の社会保障制度との関係性については、障害福祉制度を抜きに語ることはできない。介護保険制度創設当初より、両制度の接合は度々試みられてきたものの、当事者団体を中心とした反対運動もあり、(若年)障害者への介護保険制度の適用は現在まで見送られている。障害福祉制度の理念と制度体系が介護保険制度のそれとこの先交わることがありうるのかについても、検討したい。

以上の論点を基礎として、介護保険制度が創設当初の目的であった「介護の社会化」「リスクの共有化」をどの程度まで成し遂げることができたのか、矢継ぎ早に行われた制度改革がどのような影響を与えたのかに対して各報告者による一定の評価を示す。そして、今後も留まることのない少子高齢化や介護労働者の不足、財政制約のもとで、如何にして増大・多様化する介護ニーズに対応していくのか、共通論題参加者の声も取り入れながら、持続可能な日本の介護制度の展望を描く場としたい。

第 1 報告 介護保険制度は何を実現したのか？——社会保障・社会福祉制度再編の行方と今後の課題 森 詩恵(大阪経済大学)

本報告の目的は、介護保険制度が導入されてから 25 年が経過した今、その枠組みを大きく変えながら制度の持続可能性の確保を目指してきた介護保険制度は、何を実現したのかについて明らかにすることである。そのため、まず介護保険制度導入以前の社会保障構造改革及び社会福祉基礎構造改革において目指された高齢者介護支援、社会保障・社会福祉制度に関する改革の方向性を概観する。そして、サービス利用・提供、保険者・自治体、財政等の視点から、高齢者介護支援が介護保険制度を中心としてどのように変化してきたのかを明らかにする。これらによって、高齢者介護支援の変遷とその実情が浮かび上がり、今後の課題を示すことが可能となる。そのうえで、介護保険制度改正の変遷を辿りながら、高齢者介護支援だけでなく、医療保険制度、生活保護制度、障害者福祉制度、子ども・子育て支援制度等といった社会保障・社会福祉制度の仕組みに与えた影響について明らかにし、今後のわが国の社会保障・社会福祉制度再編の行方とその課題について考察する。

第2報告 介護保険財政の持続可能性と介護コストの保険外化

武田公子(金沢大学・名誉教授)

高齢化の動向とともに介護保険給付の増加が不可避であるなか、介護保険財政はいかにして持続可能性を維持できるだろうか。本報告では、介護給付費抑制策として採られてきた、施設介護の抑制と総合事業とを取り上げる。第一に、介護施設抑制方針の一方で施設サービスニーズが高まるなか、一種の弥縫策として、有料老人ホームやサ高住等に見られる「疑似介護施設」が施設ニーズの受け皿となっている状況がある。これらは住居コストを保険外化することで経費抑制を図ったものであるが、低所得高齢者には敷居の高いものと言わざるを得ない。第二に、総合事業は要支援者に対する通所・訪問介護を保険外化し、地域支援事業と一体化させたものである。これは、介護予防事業を保険給付外としつつ基準緩和や無償労働によって低価格サービスに置き換えたものだが、これによって介護予防事業が不可視化されるとともに、将来的な要介護化リスクを高める懸念がある。

介護保険はこのようにコストを次々と保険外化することで保険原理の温存に努めてきたと言える。加えて、高齢者の負担能力を踏まえれば保険料の引き上げには限りがあるなかで、今後第一号保険料比率が低下していくとすれば、保険としての存続可能性または存続意義も問われることになる。

第3報告 介護保険制度と障害福祉制度の交錯——制度的接合の進展と理念的乖離の分析

孔 栄鍾(佛教大学)

本研究は、介護保険制度と障害福祉制度という異なる制度的・理念的基盤をもつ二制度が、実践現場および政策運用の諸局面において多層的に「交錯」している動態に着目し、その構造的背景と政策的含意を明らかにすることを目的とする。介護保険制度は、高齢期の介護リスクを社会化し、保険原理に基づく制度設計を採用してきたのに対し、障害福祉制度は、支援費制度、障害者自立支援法、障害者総合支援法といった制度改正を経て、権利保障を基調とする租税方式を採用し、個別性や自己決定の尊重を理念の中心に据えてきた。対象者の属性、給付の根拠、財政構造、運営主体などにおいて本質的な相違がある一方、近年では「制度の持続可能性」に加え、「共生社会の実現」や「地域包括支援体制」の整備を背景に、制度横断的な対応が求められつつある。実際に、共通アセスメントの導入、報酬体系の整合化、さらにはサービス類型の接近など、実務レベルでの接合も各地で進展している。本研究では、このような制度間の「交錯」を、制度的接合の進展と理念的乖離の同時的展開として捉え、整合・補完・摩擦といった関係構造を理論的に検討する。とりわけ、高齢障害者における制度併用をめぐる争点に注目し、両制度の併存と交錯がもたらす制度的課題と今後の政策的展望を明らかにする。

第4報告 国際比較からみる介護供給の変容と日本の介護保険制度

齊藤弥生(大阪大学)

本報告では、諸外国にみる介護レジームの変容や特徴を比較し議論することで、現在の日本の介護保険制度の特徴や介護レジームの方向性を明らかにしたいと考える。

スウェーデンの高齢者介護は、地方税を介護財源とし一元的な公的供給を大きな特徴としていたが、競争入札制度による介護事業の民間委託、バウチャー制度の導入等により、特に都市部では営利事業者の供給シェアが増大した。介護サービス利用率(特に介護付き住宅)も減少してきた。

ドイツの介護保険制度は2010年代の改革で、家族の責任を明確にしながらも、家族支援を充実させている。一方、現金給付は近隣諸国からの移民ケアワーカーに使われる傾向にある。介護保険制度はあくまでも部分保険とし、社会扶助、医療保険、自治体高齢者政策、福祉団体による支援活動が連携し、年齢を問わず、介護や支援を必要とする人々を包括的に支援する。

韓国では、地域社会統合ケア法(2024)が成立し、2026年からはシステム構築が目指される。国民健康保険公団が保険者であるため、医療保険や福祉関連の情報の一括管理が可能で、スマートケアとして、統合した情報を運用するモデル事業も始まっている。

年齢を問わず援助を必要とする人々が、尊厳を持ち、自己決定のもと暮らせる社会づくりに向けて、各国の経験を踏まえながら、日本で介護や支援を社会保険で行うこと、包括的であること、地域共生を目指すことの意味を改めて議論したい。

テーマ別分科会 報告要旨

テーマ別分科会 ① 【一般】

生活保護制度の実態把握と可視化に向けた多面的分析——統計・監査資料等にもとづく検証

座長：大津 唯(埼玉大学)

コーディネーター：岩永理恵(日本女子大学)

<分科会設立の趣旨>

生活保護制度は、2000年代前後より、さまざまな改正が加えられてきた。2008年にいわゆるリーマンショックが起き、「派遣村」設置、政権交代などがあって、貧困をめぐる議論が政治化、社会化され、生活保護制度への人々の理解が進んできた。これらの動向から20年ほどたった現在、問うべきは、人々の理解が進んだとあって、それは適切かつ十分な情報に依拠したものであったか、である。

生活保護制度に関する情報は、一見、相当程度に公開されているように見えるが、実はそうともいえない。行政は、たくさんの情報を収集しているが、それらの収集方法が適切で、十分に活用できているかには疑問が残る。報告者らは、第145回(2022年)、第148回(2024年)、第149回(2024年)大会で生活保護行政における公的統計の意義や課題について論じた。今次の分科会では、これまでの取り組みに加え、生活保護行政への監査資料も用いて、制度の実態把握と可視化に向けた多面的な分析を行う。

渡辺久里子(神奈川大学)・岩永理恵(日本女子大学)

生活保護の実施体制——生活保護法施行事務監査資料を用いた分析

生活保護法の実施は、2000年の地方分権一括法以後、大半の業務は、法定受託事務とされた。福祉事務所の運用体制は大きく変更され、被保護世帯数に応じた現業員数の法定の最低配置基準は「標準数」と見直され、自立助長業務については自治事務となった。これらの法制度の変更が、生活保護行政の実態にいかなる変化を及ぼしたかは明らかにされていない。他方で、2000年以前も含め、保護率の地域差が大きいことから明らかなように、地方自治体(実施主体)ごとの運用の差は大きく、現在も同様である。現在の運用の地域差が、地方分権の帰結であるか、即座に判断できないが、その影響は少なからぬものがあると推察される。このことを、生活保護行政に対する監査のあり方から検討してみたい。そこで本研究では、厚生労働省に情報公開請求のうえ入手した生活保護法施行事務監査資料を用いて福祉事務所の運用体制について定量的な分析を行う。

桜井啓太(立命館大学)・奥田侑子(堺市役所・非会員)・伊原千晶(立命館大学・院生・非会員)

生活保護申請率の動向と地域間格差の分析

生活保護制度における公表統計では、申請件数や開始件数は把握されている一方で、その前段階にあたる相談件数の公表統計は整備されていない。しかし、相談件数は制度へのアクセスのしやすさや福祉事務所の困窮者への対応状況を示す指標として重要であり、とりわけ申請率(相談件数に対する申請件数の割合)は、地域における制度の利用実態や課題(いわゆる「水際作戦」の程度など)を把握する上で有用である。本報告では、生活保護法施行事務監査資料を用いて、相談件数と申請率の経年推移および自治体間の地域差を比較・検証する。加えて、推計された低所得(生活保護基準未満)世帯数との比較を通じて、地域別の貧困状況と相談件数の関係性について分析を行う。さらに、法定期限内処理状況や福祉事務所の実施体制との関連も考察し、制度運用における地域間格差の実態とその背景要因を明らかにする。

大津 唯(埼玉大学)

生活保護率の変動要因に関する統計学的検討

本研究の目的は、生活保護率の変動において、社会経済的要因や人口学的要因がどのように影響を及ぼしているかについて、統計学的に検討を行うことにある。

日本における生活保護の受給率は、1995年度に0.70%で過去最低を記録したのを境に急速な上昇に転じ、2014年度には1.70%となった。このような保護率の急上昇は、しばしば1990年代後半以降の経済の低迷による貧困の増加の象徴として取り上げられているが、人口の高齢化による影響が指摘されているほか、生活保護行政の動向が影響しているとの指摘もある。しかしながら、生活保護行政の動向は定性的かつ複雑であり、その影響について定量的に把握することは困難である。

そこで本研究では、2000～20年の都道府県別パネルデータを用いて、生活保護率の変動に与える社会経済的要因と人口学的要因の影響を推定した上で、これらの影響を取り除いた生活保護率の変動や地域差がどの程度残されているのかについて、検討を行う。

テーマ別分科会 ② 【一般】

わが国の訓練施策の現状と課題——国際比較からみた日本への示唆

座長・コーディネーター：竹沢純子(国立社会保障・人口問題研究所)

予定討論者：酒井 正(法政大学・非会員)

<分科会設立の趣旨>

岸田政権下において「人への投資」であるリスキリングが注目され、教育訓練給付の拡充、教育訓練休暇給付金の導入、人材開発支援助成金におけるリスキリング助成金の創設等、訓練・能力開発に関わる制度の拡充が図られている。本分科会では、変化の局面にある訓練施策について現状を整理し、その課題について国際比較、各国事例を手がかりとして論じる。第1報告では、国・自治体が実施する訓練施策の歴史と現状を踏まえ、課題について考察する。第2報告ではわが国の訓練施策のうち主要な3制度(人材開発支援助成金、教育訓練給付、公的職業訓練サービス)を中心に、給付や財源の設計に着目して諸外国との比較を行い、わが国の課題について論じる。第3報告では、スウェーデンの再就職支援活動の実態の分析から、企業による雇用と政府による公的サービスに加えて、企業横断的な労使団体による自主的な取組も重要な役割を果たしていることを示す。なお、第1報告者(中井雅之)および予定討論者(酒井正)は非会員であるが、前者は厚生労働省において労働行政を担当し訓練施策の現状を熟知していること、後者は国内外の訓練施策・雇用保険制度に係る政策動向および実証分析について幅広い知見をお持ちであることから、本分科会に招聘する。

中井雅之(厚生労働省・非会員)

わが国の訓練施策の現状・自治体レベルでの訓練施策の取り組み

戦後のわが国では、労働者の長期雇用が進むとともに、能力開発は、企業主導のOJTが中心だったため、訓練施策は、離職者の再就職支援が主な目的であった。その後、バブル崩壊後のデフレ期においては、企業は、労働者をコストとみなす傾向が強くなり、人材投資を減少させてきた。一方、企業主導の能力開発に慣れてきた労働者も、自ら能力開発を行わない傾向が強い。

近年、デジタル分野を始めとして技術革新が一層進み、専門人材のニーズが高くなるとともに、人材不足も目立ってきている。また、若者を中心に、一社での長期雇用にこだわらず、個人の職業キャリアをより重視する労働者が増加している。

このため、専門人材としてのデジタル人材の育成、転職市場の活性化、個人のキャリア自律をより重視するとともに、地域レベルで異なる人材ニーズへの対応の強化も含めた政策展開が進んでいる。

竹沢純子(国立社会保障・人口問題研究所)・横山真紀(国立社会保障・人口問題研究所)・宮本香織(国立社会保障・人口問題研究所、お茶の水女子大学基幹研究院研究員・非会員)

訓練施策の給付と財源をめぐる課題——国際比較からみた日本への示唆

OECDのLMPデータベースは、積極的・消極的労働市場政策の分類体系に沿って公的支出をとりまとめた統計であり、国際比較の基礎データとして国内外で広く利用されている。わが国においては国立社会保障・人口問題研究所が集計を行っている。同データベースのうち「訓練」に該当する主要な支出は、①人材開発支援助成金、②教育訓練給付、③都道府県等が運営する公的職業訓練サービスである。

本報告では上記制度を中心に、給付や財源の設計に着目して諸外国との比較を行い、制度の歴史および労働市場構造等の背景を踏まえつつ、わが国の課題について論じる。まずLMPデータ、各国政府サイト等から制度や受給者等のデータを収集整理し、日本との比較を試みる。その上でフランス、デンマークを取り上げて、両国の訓練施策の詳細なレベルで先行研究も踏まえわが国との比較検討を行う。

西村 純(中央大学)

セーフティーネットとしての再就職支援——スウェーデンからの示唆

本報告の目的は、スウェーデンの再就職支援活動の実態を明らかにすることである。特に、整理解雇に代表される本人に非がない事由による失業に対する支援に焦点をあてる。その際、本報告では、制度とその結果の相関ではなく、失業から再就職までのプロセスに注目する。

本報告で明らかになったことは、①労使当事者は雇用保障協議会の設立を通じて、再就職支援に積極的に関与していること、②サービス提供のための費用負担は労働協約システム適用下の企業が負担していること、③その際、同一産業内の移動に比べると、異なる産業への移動は、処遇の減少を伴う場合が多いこと、④労働組合の過度の関与が制度の健全な運用を阻害する場合もあることである。

以上より、スウェーデンのセーフティーネットの形成において、企業による雇用と政府による公的サービスに加えて、企業横断的な労使団体による自主的な取組も重要な役割を果たしていることが示唆される。また、穏当な賃上げの実現に労使当事者が責任を持つかわりに、公的サービスと通じた雇用維持を充実させるという政策モデル(スウェーデン・モデル)とは実態は異なることも示唆される。

テーマ別分科会 ③ 〔一般〕

社会構造とプロセスから見る公害問題の再検討——水俣病問題の事例から

座長・コーディネーター：田中聡子（県立広島大学）

<分科会設立の趣旨>

戦後、急速な経済発展を背景に環境、生活、人権への配慮なく製造業は拡大を続けた。その結果、1950年代に各地で公害問題が表面化した。その一つが水俣病である。1995年には政治的解決が図られた。しかし、救済・補償を求める人たちの提訴や生活問題は続いている。公害に対する補償対象は患者である。主には健康被害の程度によって補償される医学モデルである。また、いつ、加害企業や国との和解を受け入れたかによって、補償内容が異なる。補償内容に対して政治的な影響も加わる。

本テーマ別分科会では、これまでの医学モデルに基づく補償問題ではなく、そもそも公害問題はなぜその地域に起こったのか、本源的蓄積段階から被害地域と加害企業との関係を構造的に捉え、地域住民と地域社会の分断のプロセス、その後の「再生」に向けた政策課題について議論する。

志賀信夫(大分大学)

本源的蓄積過程からみる公害概念の再検討

本報告では、公害概念の再検討を試みる。

これまでの公害をめぐる先行研究の多くは、当該概念を主に健康被害から論じてきた。それは法廷闘争において具体的な補償額を算出する際には必要不可欠なものであった。しかし、これにより公害被害が全生活的なものであるにもかかわらず、身体的な健康に限局化させてしまった部分がある。

本報告では、生活および生活の共同性を破壊する公害問題の本質的要因である「本源的蓄積過程」に着目し、そのなかで生じた「差別(人種化)」「直接的・間接的暴力」「収奪」まで公害概念の範疇にいれるべきであると主張する。このことを論証するために、水俣病問題の具体的な過程に着目し、そこで生じた事実に基づいて論じ、そこに貫徹する法則を見出し、新たな公害概念を導出する。

鎌谷勇宏(大谷大学)

公害発生段階における分断の構造と展開——水俣病問題を中心に

公害問題は被害発生の前段階から補償や裁判の段階に至るまで「分断」の連続である。ここでの分断には、地域住民内部の分断、被害地域全体の分断、被害者の分断、被害の矮小化、権利・主体性の剥奪など多様な側面を含んでいる。水俣病問題に関する記録や研究においても分断の場面が頻繁に登場するが、それらの多くは分断の客体に関する記述であり、主体や方法にまで踏み込んだ記述や分析が十分にされていない。そこで、本報告では、第一に分断等の「主体/客体」と「方法」について記述・類型化し、第二に展開過程について明らかにする。

公害の起点を健康被害の発生や原因物質排出に置くことが一般的である。しかし、このような捉え方では公害発生を未然に防ぐことは難しく、被害発生後に原因物質の排出停止や被害補償を求めるといった事後的な対応しか取れない。地域と加害企業との関係がはじまる初期段階から公害問題を捉えなおすことが本報告の特徴である。

田中聡子(県立広島大学)

「もやい直し」が目指したものは何だったのか

水俣病問題において、1995年、自民・社会・さきがけの連立与党における未認定患者を救済する政府最終解決策が決定された。そして、「結果として長期間を要したことについて率直に反省しなければならない」との首相談話を発表した。これ以降、国や水俣市は環境都市水俣に向けて動きだす。しかし、その後も裁判闘争は続き、様々な対立は続く。この対立は患者、チツの二項対立ではない。患者以外の市民、チツ関係者の親族、和解した人、係争中の人、地域には様々な立場の人がいる。そこには複雑な住民感情がある。そこで1995年以降に、分断、破壊された縁や社会を修復するため、「もやい直し」が実践された。本報告では、「もやい直し」の拠点となる「もやいセンター」の設立に向けて行われた会議資料を中心に立場の違う人々が集まって、地域をどう編みなおしたいと考えたか、また、その考えや意見は具現化されたのかを検討する。「もやい直し」が持つ地域社会への影響を明示したい。

テーマ別分科会 ④ 【労働組合部会】

社会の公器としての労働組合を考える

座長・コーディネーター：西村 純(中央大学)

＜分科会設立の趣旨＞

労働組合は組合費を徴収し、メンバーのために労働条件の向上や職場環境の改善に取り組む組織である。しかしながら、実際の運動はそれに留まらない広がりを見せており、非組合員も対象に含む地域社会にむけた運動も展開されている。

日本労働組合総連合会も「社会の公器」として労働組合を位置づけ、非組合員も対象に含んだ活動を推進している。しかしながら、組合員の集団的な利益代表としての労働組合は、労働関連諸立法でも認められているように、特別な権限を与えられた組織だと言える。ゆえに、労働組合にしかできない活動が存在する。しかしながら、地域に向けた活動においては、必ずしも労働組合に特別な権限が付与されているわけではない。つまり、他の組織でも代替可能であり、労働組合による関与の必然性は自明ではない。

だとすると、労働組合はなぜそうした社会的活動を行うのだろうか。そうした活動における労働組合固有の役割や機能はあるのだろうか。本分科会では、労働組合による地域社会への関与・寄与を中心に、個別企業の組合員を代表する交渉当事者としてではない労働組合機能の可能性や課題について議論する。本企画を通じて、社会の公器としての労働組合の機能やそれらをとらえるための労使関係論について考えたい。

なお、地域に向けた諸活動についての研究は散見されるが、十分な状況とは言えない。当事者の活動が先行している状況にある。研究では取り上げられていない先進的な取組を当事者に紹介していただくことを目的に、第3報告者として非会員であるデンソー労働組合蘆川様にご登壇いただく。

前浦穂高(労働政策研究・研修機構)・西村 純(中央大学)

より良い地域社会の実現に取り組む労働組合——連合地方組織の事例分析

本報告では、連合地方組織が行う政策制度・要求を通じて、「公器」としての労働組合を取り上げる。政策制度・要求とは、連合本部の言う「働くことを軸とする安心社会」の実現に向けて、働く者や生活者の立場から政策・制度について提言することである。

我々が実施したインタビュー調査によると、連合地方組織は、構成組織や関係団体等に行政ニーズをあげてもらったり、県民アンケート調査を通じて行政ニーズを収集したりして、民意を政策制度・要求に盛り込み、提言を行う。こうした活動は、知事に県民の反応が分かる取り組みとして評価されたり、行政から信頼を得たりしている。また、要求の一部は実現されている。

「社会の公器」としての労働組合については、雇用政策立案にかかわる議論への参加(三者構成原則)やボランティア活動が知られている。本報告から、それに加えて、連合地方組織は、政策制度・要求を通して行政に民意を届けることで、より良い地域社会の実現に貢献していることが確認された。

中村天江(連合総合生活開発研究所)

労働組合の知られざる一面——なぜ社会貢献活動を続けるのか

企業別労働組合が主流の日本では、労働組合の活動が内向きで排他性が高いことが問題視されてきた。一方で、労働組合は一般に経済的、政治的アクターだとみなされているものの、相互扶助の連帯からなる労働組合は元来、極めて社会的な存在である。実際、労働組合のなかには昔から、災害復興や生活困窮、福祉などに関して、寄付やボランティアなど社会貢献活動を行っているところが存在する。

ところが、労働組合のこうした活動は知られておらず、学術的にも検討されてこなかった。そこで、本研究では、労働組合がなぜ、どんな社会貢献活動を行っているのか。それは労働組合にとって、地域社会にとって、どんな意味があるのか。労働組合が推進するうえでの要諦は何なのか。等について、企業別労働組合と産別労組への聞き取りを中心にまとめる。そのうえで、労働者の権利主張団体でもある労働組合にとっての社会貢献活動の位置づけを考察する。

轟川隆行(デンソー労働組合・非会員)

デンソー労働組合の自己変革と社会課題解決

社会課題の複雑化にともない、解決に向けて組織を超えて連帯する必要性が高まっている。労働組合は、かつては社会変革の一翼を担っていたが、しだいに個別企業に閉じた活動が主となり、組合員の意識も内向きになっている。

こうした状況に対し、デンソー労働組合は「これからの時代に労働組合は必要か?」という問いから、「自らの生きる、働くを、2m 前に進められる組合員の集団に」というビジョンを策定した。従来の安心・安全を守る役割に加え、組合員の自己実現・自己変容を促すことを柱の一つとした。

2022 年に「カワレル Action College」という企業内大学を設立。単なる社会貢献活動ではなく、組合員の意識と行動力を高め、活動を通じて自己変容を促すことを狙っている。また、労働組合だからこそできる領域の可能性も模索している。

ビジョン策定時の苦悩やカワレル Action College の取り組みを通じて、これからの労働組合が「社会の公器」として果たすべき役割について議論を深めたい。

テーマ別分科会 ⑤ 【ジェンダー部会】

移民労働者とジェンダー——インターセクショナル리티の視点から

座長・コーディネーター：大沢真理（東京大学・名誉教授）

予定討論者：藤原千沙（法政大学大原社会問題研究所）

<分科会設立の趣旨>

「国際移動の女性化」が論じられて久しい。サービス経済化や先進諸国における福祉国家の変容などを背景に、女性による国境を越えた移動が量的に増え、移民女性が担う労働が生産領域だけでなく、家事・育児・介護を含む再生産領域に拡大してきたのである。本分科会では、日本で働く移民労働者にとって、ジェンダー、人種、年齢、国籍などによる差別が交差的に作用するという「インターセクショナル리티」の視点を踏まえる。その仕事の内容や労働条件が、インターセクショナル리티によりどのように影響を受けているのか、移民労働者に公正な労働を保障するための条件とは何かを検討したい。第一報告では、日本の生産領域における移民労働の分析を行うのに対して、第二報告、第三報告では日本の再生産領域における移民労働の分析を行う。

第一報告では、日本のスーパーマーケットにおいて東南アジアからの若年女性外国人労働者が、2010年代半ば以降に急増した背景を検討する。第二報告では、日本における外国人介護労働者の労働条件や権利がいかに決定されているのか、労使間にある中間団体の役割に着目して、イタリアとの比較から分析する。第三報告では、日本におけるインドネシア出身介護労働者のあいだに、学歴や出国前の訓練期間、経験、そして日本での労働条件に格差がある中で、彼女たちが公正な働く場を求めて連帯する可能性を検討する。非会員を招へいする理由は、平野氏が「国際移動の女性化」をインターセクショナル리티の視点から研究しており、社会政策学会において3報告をそろえて多角的にこのテーマを議論したいと考えたからである。

金井 郁(埼玉大学)

スーパーマーケットにおける若年外国人女性労働者増加の背景——中高年主婦パートとの関係に着目して

日本のスーパーマーケットは、大多数の主婦パートの雇用を支えられた産業の典型といえる。2010年代半ば以降、スーパーマーケットでは外国人労働者が急増している。その外国人労働者は、店舗のバックヤードで働く技能実習生や特定技能外国人であり、ベトナムやタイなど東南アジアからの若年女性が圧倒的多数を占めている。

本報告では、スーパーマーケット業 A 社を事例に、①スーパーマーケットの外国人労働者は人種化されジェンダー化されているが、それはなぜか、②彼女たちはどのような仕事を担い、③主婦パートをはじめとした他の雇用形態の労働者といかに仕事を分担しているかを、明らかにする。技能実習制度や特定技能制度といった日本の外国人労働をめぐる制度変化、企業の外国人採用担当者や店舗責任者の意思決定、労働組合の働きかけ、技能実習生や主婦パートの主体性といった多角的な視点から、スーパーマーケットにおけるジェンダー化され人種化された外国人労働者の増加の背景を検討する。

宮崎理枝(日本大学)

イタリアと日本における外国人介護労働者の労働・技能・権利をめぐる比較研究

日本とイタリアはいずれも、家族に対する福祉あるいはケア責任が強い。またその背景として、両国の近代国家形成期以降の生活保障システムの長期的な形成過程や、現在高齢化が最も進展している状況にも高い共通性が見られる。従って介護労働力の確保は、両国の重要な政策課題である。実際、介護供給主体としての外国人労働者の役割は、非常に大きかったり(イタリア)、あるいは制度創設・改正によって期待されたり(日本)する状況がある。しかし、両国における外国人労働者による特に国家一市場における介護供給の編成と在り方は大きく異なる。本研究では介護領域への外国人労働者の参入のためにより重要なファクターとなる労働環境と権利の保全ならびに職業(介護)技能の向上と職業経歴(経験)の蓄積が、両国の介護制度と入国・在留管理制度をまたぐ外国人労働者に関してはいかに実現し、可能となっているのか(あるいはいないのか)を、とくに労使間にある中間団体の役割に着目して分析する。

平野恵子(横浜国立大学・非会員)

日本における移住労働者間の連帯を考える——インドネシア人介護労働者の事例から

1970年代に興行ビザの展開以来、日本における再生産労働者の受け入れは近年新たな展開を見せている。2008年に経済連携協定による看護師・介護福祉士候補者、2017年に技能実習生介護、そして2019年に特定技能介護が追加され主として介護分野における受け入れが拡大し、また2017年に国家戦略特区での家事労働者受け入れが限定的に進んでいる。留学生や日本人配偶者の介護業界への流入と併せて、再生産労働市場に外国出身者が増加し、公式には移民政策を採用していない日本においても「再生産労働の国際分業」が進展しているのである。本報告で扱うインドネシア出身介護労働者間では、学歴や出国前の訓練期間、経験(「技能化」の程度)、そして給与に大きな格差がみられる。本報告では、再生産労働の国際分業が進展する日本において、これら序列化したインドネシア人移住介護労働者間の、そして他国出身者や日本人労働者との連帯の可能性を当事者へのインタビューをもとに考察する。

テーマ別分科会 ⑥【非定型労働部会】

障害者雇用・就労がめざすべき方向性(その1)

座長・コーディネーター:大西祥恵(国学院大学)

<分科会設立の趣旨>

2024年4月1日より事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されるなど、日本社会における障害者政策はここ数年でより一層進展してきた。こうした国内の政策は、国際社会における障害者政策の動向の影響を受けていることが多い。障害者雇用・就労政策をめぐっても、国際的な動向を踏まえたうえで、国内の現場における詳細な実態や課題を明らかにすることが重要となってくるといえるだろう。

そこで、本分科会ではILOや国連における障害者雇用・就労政策にかんする議論を踏まえたうえで、国内の福祉的就労(雇用型)の政策変遷や制度上の課題、また在宅就業障害者へのコロナ禍の影響などを具体的に検討し、この間の変化の実態や今後の障害者雇用・就労がめざすべき方向性を明らかにしてい

く。報告者に非会員を招聘しているが、それは障害者雇用・就労の現場における詳細な実態や課題を示すうえで現場からの報告が必要不可欠だからである。

引馬知子(田園調布学園大学)

ILO と国連による障害者雇用・就労政策の規範的形成における検討

現在、日本を含む多くの国々は、国連の障害者権利条約(2006年)や持続可能な開発目標(SDGs、2015年)の「ディーセント・ワークと経済成長」(定訳は「働きがいも経済成長も」)が示す国際合意に照らして、人々の障害の有無に拠らない通常の雇用(一般雇用・就労)への包摂と障害者に特に設計された分離雇用(保護雇用・就労=福祉的就労)における課題に取り組んでいる。

こうしたなかで本報告は、多くの国々の現制度に相当程度の影響を与えた、ILO(国際労働機関)と国連による「障害と有償労働」に関わる国際的な規範の形成とその内容に焦点をあてる。その上で、障害のある人々の有償労働への新たな包摂とそこからの分離制度が、公的支援の推奨を通じていかに描かれてきたのかを、1920年代から時代を追って検討する。さらに、障害者雇用・就労をめぐる視座が、ILO や国連において1980年代以降から2000年代に再び転換したことを踏まえて、今日の制度的な課題を確認する。

磯野 博(静岡福祉医療専門学校)

労働政策と福祉政策の統合に向けた運動——ILO に対する全国福祉保育労働組合の提訴を通して

障害のある人々と障害のない人々の就業状況の間には格差が大きい。多くの障害者は、労働法が適用されない福祉的就労に従事している。一方、労働法が適用される一般就労に従事する障害者も賃金格差などの問題を抱えている。最大の問題は、これら福祉的就労と一般就労が分離していることである。そのため、重度障害者は、最も不安定な就労である福祉的就労に停滞しているのである。

このような問題を打開するため、全国福祉保育労働組合(NUWCW)はILO に対して提訴した。これは、労働政策と福祉政策の統合を目指す運動である。そして、この運動は、障害者権利条約第27条-労働及び雇用が規定する「締約国は、障害者が他の者との平等を基礎として労働についての権利を有することを認める」を実現する運動と深く関連している。

本報告は、この運動の経緯と成果を明らかにすることを通して、障害者雇用に関する展望を見出すものである。

江本純子(佛教大学)・金谷信子(広島市立大学)・富田哲治(県立広島大学)

障害者の福祉的就労(雇用型)に関する政策変遷と今後の課題

障害者の雇用就労に関する政策は、経済財政状況と障害者の人権をめぐる運動の成果により変遷している。障害者雇用・就労に関する政策は、労働分野と福祉分野とに分断され、別々に展開して今日に至る。前者は、障害者雇用政策の一環で、一般事業所での就労促進をはかり、後者は、福祉政策の一環で、福祉施設での就労を充実させる。

今回は、このうち後者、福祉的就労(雇用型)について検討する。

第1に福祉的就労の変遷を政策との関連で整理する。第2に福祉的就労は、2006年施行の障害者自立支援法により大きく変化した。そこで同法施行により、特に影響をうけている障害者の福祉的就労(雇用型)における変化及びその内容を検討する。

第3に2017年以降、福祉的就労(雇用型)への規制が強化されたことにより、事業廃業、他事業へ転換する事業者が増えている。この改定の背景と問題点について検討する。

第4に今後の福祉的就労(雇用型)のめざすべき方向性を示す。

テーマ別分科会 ⑦ 【アジア部会】

タイにおける社会保障とは何か——日本と何が違うか

座長:大泉啓一郎(亜細亜大学)

コーディネーター:大泉啓一郎(亜細亜大学)・三好友良(東京大学・院生)

予定討論者:菅沼 隆(立教大学)・金 成垣(東京大学)

<分科会設立の趣旨>

21世紀に入り、韓国、台湾、中国の社会保障制度については、その進展に合わせて日本との比較を含めた研究が盛んに行われるようになってきた。他方、タイを含む東南アジアの国々は工業化や民主化を経

験するなかで社会保障制度の整備は進めてきたものの、その制度整備が途上にあるとの理由から比較の対象となることは少なかった。しかし近年、少子高齢化が急速に進行するタイでは社会保障制度整備が急ピッチで進められており、今後比較対象となることが期待される。ただし、タイを取り巻く諸条件・環境は日本を含む東アジア諸国とは大きく異なり、全国民を対象とする社会保障制度の構築のあり方にも顕著な相違が見られ、またそもそも「社会保障」という概念自体が日本とは大きく異なる可能性がある。

本分科会では、タイの社会保障制度の現況とその特徴を報告し、先に社会保障制度の整備を進めた東アジア諸国、特に日本と何が異なるのかを議論する。なお、本分科会は日本語で開催され、報告者3名のうち2名はタイの専門家として外部から招聘される非会員である。

三好友良(東京大学・院生)

タイにおける社会保障制度の形成——東アジア福祉国家とは何が違うのか

タイにおける社会保障制度は、1990年代の民主化運動やアジア通貨危機を契機としたソーシャル・セーフティネットへの関心の高まりを背景に、全国民を包摂する制度整備が進められるようになった。加えて、急速な少子高齢化の進行により、社会保障制度の拡充は喫緊の課題となっている。制度整備の過程を振り返ると、1950年代の公務員向け、1990年代の民間被用者向け、2000年代の農民や自営業者といったインフォーマル就労者向けの諸制度に至るまで、対象範囲が段階的に拡張されてきた。とりわけ、現在もインフォーマル就労者が労働人口の約半数を占めているにもかかわらず、すべての国民を対象とした医療、老後所得、介護に関する諸制度が整備されている点は注目される。他方で、制度の拡張手法に着目すると、既存制度への統合ではなく、税財源による別枠の制度を新設することで、制度から漏れていた多数の人口を包摂してきたことが注目に値する。本報告では、タイにおける社会保障制度の整備過程を概観し、その特徴を明らかにするとともに、そうした制度形成を規定している要因について検討する。また、それら社会保障制度整備のタイ的特徴は、日本を含めた東アジア諸国・地域の経験と異なるといかに異なるのか、なぜ異なるのかを考察することを目的とする。

ウォーラウェット・スワンラダー(チュラーロンコーン大学・非会員)

タイの社会保障の現状分析と課題

タイ社会の現状において、高齢、疾病、出産、介護、死亡、労災、失業、貧困等の社会的リスクに応じて政府が一定水準の保障をする諸制度が存在する。そういった社会保障関連の諸制度は、成立時期、対象の機能、根拠法、フィロソフィー、担当省庁、対象者、財政方式という次元で異なると同時に、それぞれ互いに独立している。また、そういった分断されている諸制度の全体像を体系的に網羅し監視する公的な機関がまだ存在しない。その上、タイ社会は、政府にとっては社会保障の定義はどのようなものなのか、そのような初歩的な課題も抱えている。よって、社会保障の全体像を把握するのは、いまだに容易なものではない。本報告では、タイの社会保障制度の全体像を量的・質的に把握しどんな特徴があるのかを明確にする。次に、社会保障関連の諸制度が断片的になっている理由をいくつか述べる。最後に、現状の社会保障諸制度が抱えている構造的な問題を簡潔にまとめる。

江藤双恵(獨協大学・非会員)

タイの福祉社会——東北地方における女性の活動と仏教的共通善に着目して

2020年代初頭、コミュニティ主義・ボランティア主義の高齢社会対策と市街地域における富裕層増加という条件の下、新型コロナ禍に加えて洪水災害に見舞われた東北タイでは、仏教的な共通善を基盤とした困窮者支援が散見された。

すでに2010年代半ば以降、企業CSRが推進され、ケアに関わる地域住民ボランティアと関連機関の間にスマートフォンアプリを利用したデジタル情報網が整備、病院や慈善事業施設への寄付控除を倍加したりデジタル納税の一部に含むなどタイ全土で福祉社会の醸成に向かう変化があった。東北部のコンケン県では、女性が多数を占める地域住民ボランティアがコロナ蔓延防止に重要な役割を果たす一方、洪水の被害に際しては、市街部富裕層から農村部極貧層への直接的な支援提供の機会が増えた。これらは、自治体の有力者や職員が各種ネットワークを通じて獲得したリソースであり、私的な人脈を通じた寄付もある。注目すべきは、これらが仏教的な積善(タムブン)と同じ文脈、類似のやり方で促進されていることである。

本報告では、上記のような地域住民ボランティア女性の活動と仏教的共通善がインフォーマル就業者の生活・医療保障政策の根幹にあることを示したうえで、タイ社会保障制度の将来的な構図とどのようにかわってくるかについて検討したい。

テーマ別分科会 ⑧ 【一般】

福祉政策の政策形成、実施・運営過程における理論と実際上の課題

座長：畑本裕介(同志社大学)

コーディネーター：黒田有志弥(国立社会保障・人口問題研究所)

予定討論者：平岡公一(東京通信大学)

<分科会設立の趣旨>

国の政策は、その形成過程、実施・運営の過程において、様々な要因によってその形を変えうる。それは福祉政策も例外ではなく、当初企図していた形から変容することが多々ある。その変容の要因は、社会経済的状况の変化や、それに伴うあるいはそれとは関係なく生じうる物的・人的資源の制約、政治的状况など多様である。このような福祉政策に係る背景に鑑み、本分科会は、近年の福祉政策の政策形成、実施・運営について、その過程の理論を確認した上で(報告1)、現実に政策の変容をもたらさしめる要因の中から、近年推進されている住民主体の福祉施策の形成の課題(報告2)と地域における福祉施策に国の影響が及びうる国庫補助負担金の課題(報告3)について取り上げる。これらの検討により、事実上の諸条件を勘案した上での今後の福祉施策の政策決定、実施・運営のあり方についての示唆を得ることを目的とする。

畑本裕介(同志社大学)

実施過程のなかでの福祉政策の形成——政策起業家論を中心に

本分科会は、近年の制度形成の特質は、最初に明確な目的が確定せず、制度が実施・運営され再検討されるなかで次第にそのあり方が変容し、最終的な姿が出来上がっていくのではなかろうかという問題意識から始まっている。今回は、政策実施論の理論展開のなかにこうした問題意識を位置づける作業とした。まずは、ニード論の展開、地域ガバナンス論の展開、特区制度等のボトム・アップ式の制度展開などに注目して、福祉政策に関するガバナンス論の新展開を整理する。その後、こうした新たな状況における政策形成は、キングダムの理論化により注目された政策起業家概念の提示する公務員や専門職などの新たな在り方を前提としていることを確認したい。特にコ・プロダクション論の論者の一人であるデュロースに注目し、リップスキー以来のボトム・アップの政策実施論の理論展開が転換したことを示し、新たな政策の担い手像が必要とされていると提起したい。

中野航綺(日本大学)

住民主体の再定義——介護予防・日常生活支援総合事業における語りの検討

介護予防・日常生活支援総合事業(以下、総合事業)は、住民等の参画を得ながら多様なサービス提供を行う仕組みとして、2017年より施行されている。制度導入以降、住民の担い手としての参加が進まないことなどを背景に見直しを重ねられ、2022年度社会保障審議会や2023年度「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会」で議論が重ねられてきた。また2024年からの第9期介護保険事業計画でも重点課題とされている。

これまでの制度改正を通じ、総合事業における住民は、担い手として動員される傾向を強めてきた。本報告ではこうした傾向を踏まえ、行政主導での住民参加の推進の実態を検討する。住民を主体としながら、実際には政策において動員するために、どのような語りが使われているのか、また、それを実質的に担う都道府県や市町村に対して、いかにして「住民主体」を定義し、取り組みを加速しようとしているのかを明らかにする。これを通じて、近年の福祉政策が持つ「参加」論の危うさや、「地域福祉の政策化」がもたらす制度への影響を問う。

黒田有志弥(国立社会保障・人口問題研究所)

国庫補助負担金による福祉施策の計画・実施の課題

福祉分野の制度運営・事業の財源は、当該市町村の一般財源ともに、使途が限定された特定財源である国庫補助負担金(以下「補助金」という。)が重要な位置を占めている。補助金については、1985年に国

の補助率が引き下げられ、2000年代のいわゆる三位一体の改革においても、地方分権化の一環で削減された。ただ、その後も補助金を財源として実施される福祉の施策は多く、また、とりわけ近年創設された重層的支援体制整備事業については、対象者を限定しない支援のために一括交付金とするなど、福祉分野においても市町村にとって自由度が高く、創意工夫が可能な補助金が導入されるようになってきている。そこで、本報告では、補助金制度の仕組みを概観した上で、地方分権化以降の福祉分野の補助金事業について、市町村による事業計画と実施の過程を具体的な事例を踏まえつつ分析することにより、今後の補助金を財源とする福祉施策のあり方について示唆を得る。

テーマ別分科会 ⑨ 【非定型労働部会】
障害者雇用・就労がめざすべき方向性（その2）

座長・コーディネーター：大西祥恵（国学院大学）

＜分科会設立の趣旨＞

※「テーマ別分科会 ⑥」と同じため省略。

藤原雅章（就労継続支援事業所連絡会岐阜・株式会社 WSB バイオ・非会員）

障害者就労継続支援A型事業所における制度の構造的課題と限界

就労継続支援A型（以下A型）では、制度・運用上の課題が多く、特に地方で深刻化している。A型では第一に、利用者への賃金は、利用者から得る施設利用料を給与原資に充てることができない。賃金は収益事業（生産活動）から得た収入を基に支払う必要がある。生産活動からの収益確保が困難な事業所が多く、基準未達が三割を超えている現状である。第二に、最低賃金法の遵守と継続的な賃上げが賃金原資を圧迫し、経営継続に影響を及ぼしている。第三に、令和3年度導入のスコア方式は評価基準が多岐であり、専門性の高い知識が求められ、標準報酬獲得のためのハードルも高い。結果として、多くの事業所が従来の報酬基準を維持できず、経営難へと繋がっている。障害者の就労支援におけるA型の社会的価値を改めて認識し、持続可能な運営体制の構築に向けた実効性ある支援策の再構築が求められる。

高野 剛（立命館大学）

コロナ禍前後における在宅就業障害者の労働実態の変容——コロナ禍前後の面接聞き取り調査

2020年、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、在宅就業（テレワーク）が急速に普及することになった。感染症の拡大を防止しながら、経済活動を停止しない防疫と経済のバランスを考慮した場合、在宅就業のような新しい生活様式が必要であると推奨されたが、通信環境だけでなく家庭環境など様々な要因で在宅就業が困難な人がいたのではないかと考えられる。特に、在宅就業障害者の場合、本人や家族が病気になったことで、在宅就業を休まざるを得なくなり、貧困に陥ったのではないかと考えられる。

そこで、本報告では、コロナ禍の前（2017年から2018年）にインタビュー調査を実施した在宅就業障害者8名に対して、感染症法上の分類が5類に移行した後（2024年から2025年）に再びインタビュー調査を実施することで、コロナ禍前後における在宅就業障害者の労働実態の変容について明らかにする。

テーマ別分科会 ⑩ 【一般】
ジェンダーの視点から見た2025年年金改革

座長・コーディネーター：鎮目真人（立命館大学）

予定討論者：田宮遊子（神戸学院大学）

＜分科会設立の趣旨＞

2025年、日本では公的年金制度の改革が実施された。そこでは「基礎年金の底上げ」が論点になるとともに、3号被保険者や遺族年金のあり方など、いわゆる「女性と年金」に深く関連する論点も議論の対象となった。本分科会では、特に男女共同参画の視点から、改革の背景や経緯、具体的な制度内容を検討し、今次改革の意義と課題を明らかにすることを目的とする。近年の男女共同参画の進展は、年金制度の構造や財政に少なからぬ影響を与えてきたと考えられるが、その実態や評価については、改革から日が浅いこともあり、今まさに議論が始まった段階にある。今回の改革が、男女間の公平性や将来の所得保障にどのような影響を及ぼしうるのかを精査するとともに、それが日本社会の持続可能性や多様な生き方を支え

る制度設計につながっているかを問う。年金制度とジェンダーの関係を多角的に捉え直し、今後の展望を参加者とともに議論したい。

吉田健三(青山学院大学)

男女共同参画と年金改革との相互作用

日本の公的年金制度が、「世帯主＝男性・被扶養配偶者＝女性」という Bread Winner モデルを前提に設計されてきたことは、周知の通りである。また、こうした構造が、ポスト工業化社会における家族や就業形態の多様化と齟齬をきたし、特に男女共同参画の阻害要因となってきたことも広く知られている。本報告では、制度が実態に与える負の側面ではなく、逆に実態における共同参画の進展が、年金制度の財政・構造・論点を積極的に変化させてきた側面に特に注目する。具体的には、過去の財政検証や制度改革の実績を手がかりに、女性就労率や保険料収入への影響、第3号被保険者制度の「周辺化」といった傾向を明らかにし、それが制度の持続可能性や、政治的論点の変化に与える意味を検討する。また、年金改革が単なる制度調整にとどまらず、家族や雇用のあり方に再編を促している点にも着目し、今後の制度設計の前提を問い直す視点を提示したい。

丸山 桂(上智大学)

2025 年年金改革における「女性と年金問題」の評価と課題

本報告では、2025 年年金改革における、いわゆる「女性と年金問題」、すなわち第3号被保険者制度、短時間労働者の就業調整、遺族年金における男女の取扱いの差異に焦点を当て、各種データに基づく分析を通じて検討を行う。今次改革では、遺族年金における男女間の格差が縮小され、制度としてジェンダー平等の推進が図られた。一方、第3号被保険者制度については、その適用範囲を縮小する形で被用者保険の適用拡大が進められたものの、制度創設時から指摘されてきた保険料負担の在り方や、就業調整に伴う構造的課題については依然として残されている。また、パートタイム労働者を取り巻く就業調整の問題を考察するにあたっては、税制上の配偶者控除・配偶者特別控除、ならびに企業による配偶者手当の影響を含めた多角的な検討が求められる。これらの背景を踏まえつつ、政府が提示した「年収の壁・支援強化パッケージ」の内容とその実効性も併せて検証し、将来的な税制・年金制度の在り方について再考を促す。

吉中季子(神奈川県立保健福祉大学)

女性の貧困と年金制度——シングルマザー・単身女性のライフコースから

高齢単身女性の貧困率が高いことは周知されてきた。それは高齢期の年金額が不十分であることと関係する。年金額は現役時代における年金加入の実績が反映されたものであるが、女性は、ライフコース上で、男性稼ぎ主モデルの構造によってケア役割や就労が左右されやすく、年金加入歴にも影響を受ける。本来、年金制度は普遍的に機能していなければならないはずが、女性に関しては、多くの女性が利用する第3号被保険者制度は優遇されているといわれる一方で、女性の年金額自体は低位になる現状もある。本報告では、シングルマザーや単身女性のライフコースに焦点をあて、世帯や就労の変化による年金制度への関わりを、子育てやケア役割を担いやすい女性へのインタビュー調査の結果から検討する。現実の年金制度との不都合を女性らの生活実態から検討し、今改革も踏まえて今後の年金制度の在り方への示唆としたい。

自由論題 報告要旨

自由論題【A】 社会保障

座長：高野 剛（立命館大学）

尾玉剛士（獨協大学）

昭和 56 年診療報酬改定の研究——なぜ日本医師会は厚生省の医療費抑制政策を受け入れたのか？

本報告では、昭和 56 年(1981 年)6 月に実施された診療報酬改定を厚生省による 1980 年代の医療費抑制政策の重要なステップと位置づけ、なぜ日本医師会がそれを受け入れたのかについて考察する。1980 年代には、老人医療費無料化の見直しや被用者 1 割負担の導入といった医療保険改革が進められ、これらについては多くの研究があるのに対し、昭和 56 年改定に関する研究は乏しい。昭和 56 年改定はスライド制が廃止された点、先行する改定に比べ改定率が非常に低い点、検査の一括払いのように出来高払い方式の修正を含む点などから診療報酬改定史上の転換点であると考えられ、これ以降、診療報酬制度を通じた医療費抑制が長期的に続けられていく。ところが、日本医師会の武見太郎会長はこの改定を積極的に評価する発言を行っていた。本報告では、56 年改定の重要性を整理した上で、なぜ武見日医がそれを受け入れたのかを明らかにすることを試みる。

木下 順（法政大学大原社会問題研究所）

明治後期福祉行政史——1897～1912 年

私はこれまで、明治後期における「福祉」行政の諸側面について、報告してきた。今回は、新たに判明した事実も含め、その全体像を通史的に提示する。

まず最初に、明治後期に賑恤救済行政を担当した内務省地方局府県課の、井上友一課長の「福祉」哲学を明らかにする。それは、近世国家(幕府・諸藩)の「民政」思想を引き継いだ、「恩恵としての福祉」であった。

福祉行政は 1897 年、道府県庁などに慈恵救済資金が交付されたのを契機として、特別行政機関を欠落させたまま、新たな段階に入った。そのなかで、三人の高等官すなわち窪田静太郎(慈善団体統制)、留岡幸助(感化事業)、井上友一(地方行政)が、貧民研究会＝庚子会をハブ(基軸)とし、糾える縄のごとく互いに力を併せて政策を推し進めた。そしてこれら三本の縄を統合したのが、国家予算を得て 1908 年から始まった、感化救済事業である。

この体制は、1917 年、府県課から救護課が分課したことを契機として次の段階に発展する。

平尾智隆（摂南大学）

社会保障リテラシーの決定要因

本研究では、日本全国の大学生を対象としたモニター調査のデータを用い、社会保障リテラシーの水準と決定要因の分析を行う。社会保障リテラシーは、個人のキャリア形成においてセーフティネットの役割を果たす重要な能力であるが、この分野の研究は十分に蓄積されていない。そこで、本研究では、テスト理論を用いて統計的な信頼性と妥当性の観点から標本の社会保障リテラシーを分析し、その水準の向上に教育が寄与できる可能性を探索的に検討する。分析の結果、次の点が明らかとなった。①社会保障制度に関する簡単なテストの平均正答率は約 30%であり、標本が持つ社会保障制度に関する知識は十分ではない可能性が示唆された。特に、年金における「免除」と「猶予」の混同が見られた。②个体効果を制御した後もなおキャリア教育が社会保障制度に関する知識の向上に寄与する結果が得られた。しかし、いつ、どのような教育を行うのか望ましいのかという問いは、残された課題となる。

自由論題【B】 ケア

座長：駒川智子（北海道大学）

張 瑜淳（京都大学・院生）

ヤングケアラー問題から見た日本の家族政策——国際比較の視点から

1980 年代のイギリスでは、コミュニティ政策の推進や在宅介護者の課題の顕在化に伴い、「ヤングケアラー (young carer)」が新たな児童福祉問題として認識され、新聞や大衆紙で取り上げられ

るようになった。日本においても、2014年頃からメディアを通じて問題化が進み、2020年度には子ども本人を対象とする初の全国調査が実施された。さらに、2024年の法改正では「ヤングケアラー」が正式に支援対象として位置付けられ、国・自治体による支援が法的に明記されるに至っている。本報告では、ヤングケアラー支援が先進的とされるイギリス、オーストラリア、ノルウェー、スウェーデンでヤングケアラーに対する政策の国際比較を通して、日本の家族政策の特徴を考察する。

権 明（一般財団法人アジア太平洋研究所）

中国の中高年女性におけるダブルケア責任と労働参加

中国のダブルケアに関する研究は、まだ初期段階にあり、当事者の負担構造や労働参加への影響に関する分析は限定的である。本研究は、中高年女性のダブルケア責任が労働形態および労働時間に与える影響を実証的に解明した。労働市場参加率が高い都市部では、家族内ケアニーズの発生に伴い、労働市場からの退出や非調整性労働から調整性労働へのシフトが見られ、特に非調整性労働を行う女性が孫ケアと親ケアを同時に担う傾向が確認された。一方、農村部では経済的安定を求め、労働時間を延長しつつ自営業や農業などの調整性労働を続けながら、ダブルケアの両立を図る様子が見られた。社会政策の視点からは、中国におけるケアの「再家族化」には、労働供給の長期化が並行して進行する傾向が見られ、「孫ケア、親ケアのダブルケアと労働参加が重なる」実態が浮き彫りになった。

齋藤真緒（立命館大学）・松田亮三（立命館大学）

家族主義的福祉政策におけるケアラー支援をめぐる課題——「京都市ケアラー支援条例」制定過程における当事者参画を事例として

本報告では、近年の日本におけるヤングケアラー支援およびケアラー支援にかかわる法整備および政策展開を概観し、日本の家族主義的福祉政策において、ケアラー支援がどのようなインパクトをもたらすかを検討する。

ヤングケアラーへの社会的・政治的関心および法制化は、日本の福祉政策に「ケア」という概念の本格的な導入の契機となった。ケアという視点は家族主義的な福祉政策にどのようなインパクトをもたらすのか。さらに、ケアを必要とする個人のニーズに基づく福祉政策において、ケアラー支援はどのように位置づけられるのか。

本報告では、ヤングケアラーの法制化と地方自治体におけるケアラー支援条例との関係性に注目し、ケアラー支援がどのような政策課題として位置づけられるかを検討する。事例として、2024年11月に制定された京都市ケアラー支援条例制定における当事者参画プロセスを取り上げ、当事者参画——carer movement——によってつくりだされた政治空間が果たす役割を考察する。

自由論題【C】 子ども

座長：保田真希（北翔大学）

安 明希（北海道大学・院生）・松本伊智朗（北海道大学・名誉教授）・加藤弘通（北海道大学・非会員）

子どもの貧困の認知の規定要因についての量的研究——発達差、性差を考慮して

本報告の目的は、子ども自身、そして家庭や保護者の貧困経験と、小学校、中学校、高校の子どもの貧困の認知との関連およびその性差と学年差を明らかにすることである。2021年10月から11月に行われた「令和3年度札幌市子どもの生活実態調査」および「第2回北海道子どもの生活実態調査」の保護者4068名、小5、中2、および高2の子ども4068名を対象に、貧困経験と子どもの貧困の認知の関連を検討した。重回帰分析の結果、子ども自身の貧困経験だけではなく、家庭や保護者の貧困経験が子どもの暮らし向きの認知に負の影響があることが示された。性別は暮らし向きの認知に影響を与えていなかった。モデル説明率 R^2 は学年が上がるごとに値が上昇した。以上の結果から、日々の様々な貧困経験の積み重ねが「子どもの貧困の経験」を形作り、その蓄積が「子どもの貧困の認知」を形成することが示唆された。

松原 祥（東京都立大学・院生）

こども食堂実践者の支援の論理——貧困観とジレンマへの着目

近年、こども食堂が社会的な関心を集めている。こども食堂はメディアの報道等では貧困対策の文脈に位置づけられながらも、政策上では貧困対策に限らない多様な役割を期待されていることがこども大綱などからも窺える。他方で、先行研究では、貧困世帯の子どもは利用できていないといったジレンマの可能性や、こども食堂活動のみでは食料困難を解消できないといった市民活動ゆえの限界などの観点から、実践上の意義が問われている。しかしながら、こうしたポリティクスの渦中にある実践者自身による活動への意味づけに対しては、学術上の関心がほとんど向けられていない。

そこで本稿では、こども食堂活動の実践者を対象にインタビュー調査を行い、実践者によるこども食堂活動の支援の論理について分析を行う。特に、先行研究で指摘されるこども食堂のジレンマの語られ方、並びに実践者の語りにおける貧困概念の運用のされ方に焦点を当て、実践者が自らの活動や経験をどのように意味づけているのかを明らかにする。

内藤朋枝（成蹊大学）

子どもの健康は母親の働き方をどう変えるのか

子どもに疾病が見られる場合、病院に連れていったり看病をしたり通常の家と比べて追加的な世話の時間が生じる。先行研究でわかる通り、この時間的負担は、母親が担う場合が多い。一方で、日本では現在共働き世帯が主流であるが、これは特に貧困家庭において、家計の維持が目的である場合が多い。よって子どもに疾病が見られた場合、母親は家計を犠牲にして、子どもの世話をするのか、子どもの疾病に関わらず家計の維持に努めるのかの選択に直面することになる。そこで本研究は、子どもの疾病の状況によって母親の働き方がどう変化するか分析を試みる。分析にあたっては 21 世紀出生児縦断調査のパネルデータを用い、特に母親の働き方と子どもの疾病について、ラグ付き固定効果モデルを用いて分析を行う。分析にあたっては、まず全体の傾向を確認し、続いて貧困状況に注目する。最後に子どもの性別によって対応に差が表れるのかについて確認を行う。

自由論題【D】 医療・介護

座長：瀬野陸見（阪南大学）

橋本周哉（大阪大学・院生）

初回要介護認定時の平均年齢を用いた地域要因の分析

本研究は、初めて市町村に要介護の認定を申請したとき（初回要介護認定時）に着目し、初期の介護予防に資する地域の要因を明らかにする。

2014年4月～2024年3月における、初回要介護認定時の年齢及びその要介護度に関するデータについて、厚生労働省から提供を受けた。このデータは健康寿命と比べ市町村単位で毎月作成されるため、詳細な分析ができる。

2023年度における初回要介護認定時の平均年齢は82.25歳であり、長野県で最も高く大阪府では最も低かった。初回要介護認定時における要介護度の平均は概ね要介護1であった。人口5万人以上の市で見ると長野県佐久市の初回要介護認定時の年齢が最も高く、中核市だと山形県山形市が最も高かった。また、都道府県別に初回要介護認定時の年齢と公開されている統計資料を用い相関分析を行ったところ、共働き世帯割合、高齢就業者割合、図書館数、社会体育施設数及び保健師数と強い相関があった。

馬 文博（大阪経済大学・院生）

外国人介護人材受け入れの実情とその課題——介護事業者へのヒアリング調査から

近年、日本では深刻な人材不足に直面しているが、そのなかでもとくに介護分野は人材不足が著しい。そのため、政府も積極的な外国人介護人材活用の推進を掲げているが、介護事業者もその意向は高まりつつある。本報告の目的は、介護事業者が外国人介護人材について、どのような受け入れ方針のもとで採用決定を行うのか、その過程と実情に焦点をあて、今後の課題を考察することである。これまでの先行研究では、介護に携わる外国人自身や利用者への調査研究が中心であり、介護事業者の受け入れ方針やその受け入れまでの過程については十分に明らかにされていない。そこで、介護事業者の経営者や施設長等へのヒアリング調査の実施によって、①外国人介護人材の受け入れ方針がどのように決定されたのか、②どのような過程を経て採用に至ったのか、③受け入れ後にその方針や取り組みにどのような変化が生じ

たのか、という 3 点を明らかにする。そして、外国人介護人材の活用における課題を明確にしたうえで、今後の介護人材不足解消に向けた方策を提示する。

早川佐知子（明治大学）

医療職のタスク・シフトに関する歴史的分析

本報告では「海外の中間職種は、どのように現代の医療提供体制のゆがみを調整する存在となってきたのか」を明らかにする。中間職種とは、医師と、看護師その他の医療専門職種の間位置づけられる職種のことを指し、Nurse Practitioner や Physician Assistant が代表的である。アメリカをはじめとして、EU などの先進諸国のみならず、旧ソビエト諸国やアフリカ諸国でも広く活用されている。

先進諸国における戦後の福祉国家政策は 1970 年代に終わりを告げ、疾病の構造も変化した。このような中で、本報告では、第一に、アメリカを中心とした中間職種が、どのような力学において生まれ、現在に至っているのかを明らかにする。

第二に、中間職種の存在が生み出した功罪を明らかにする。新しい職種の創設をとまなう分業構造の転換には、当然ながら功も罪も存在する。しかし、本報告では、功の方が大きいという立場をとる。

自由論題【E】 賃金と社会政策

座長：久本貴志（福岡教育大学）

高倉弘士（芦屋大学）

社会福祉法人の規模と職員離職率の逆相関関係への着目

高齢人口の増加に伴い、福祉・介護職での人材不足が叫ばれている。厚生労働省によると、令和 5 年度の医療・福祉人材の人材流動性指数は約 9 割を超えており、人材定着という観点から課題を抱えていることは明らかである。こうした状況の中、厚労省はサービス提供等の加算強化を通じて、介護職員の定着率向上を図っている。しかし、これまでの研究や政策は主に大規模法人や福祉業界全体に着目しており、社会福祉法人の規模による離職者数の差異については十分に検討されていない。特に、小規模法人における低離職者数という逆相関の現象は、これまでほとんど注目されてこなかった。研究者は、一般財団法人社会福祉経営全国会議に属している会員法人に行った 2023 年経営実態調査をもとに、社会福祉法人を経常収益の規模別に区分し、離職者数に違いがあることを確認した。

橋口昌治（大谷大学）

最低賃金引き上げの日韓比較——経済政策と労働市場改革に注目して

本報告の目的は、韓国との比較を通じて、日本における最低賃金引き上げの特徴を明らかにすることである。世界的に最低賃金を引き上げる傾向があるなか、正規労働者と非正規労働者で賃金体系が異なるといった共通点のある日韓の比較が行われてきた（安周永など）。そこでは、最賃引き上げに財界が反対する韓国において、政権交代によって引き上げ額が大きく変動することや、提携戦略やアウトサイダー戦略といった労働組合の戦略が明らかにされた。それに対して日本では、第 1 次安倍政権以降、政権交代を経ても最賃の引き上げ傾向が持続しており、財界においても引き上げへの積極的な姿勢が見られる。その背景には、最賃引き上げが格差・貧困対策だけでなく、下請取引適正化を含む経済政策や、労働市場改革と結びつけられてきたことがある。それを踏まえ、格差・貧困対策として最賃引き上げを扱う傾向が強い日本の先行研究の限界を指摘する。

自由論題【F】 差別と排除

座長：鈴木美貴（開志専門職大学）

狩谷尚志（一橋大学）

「自立」の転換——貧困政策における「包摂」と「排除」

本報告の目的は、日本の貧困政策が基調とする「自立」の思想を、歴史的な文脈において考察することで、現在の社会政策の課題を明らかにすることにある。生活保護法や生活困窮者自立支援法に代表されるように、日本の貧困政策は歴史的に「自立」を制度理念としてきた。本報告はまず、生活保護法における制度化過程に着目し、当時の「自立」には「包摂」と「排除」の側面が存在した点を指摘する。次に、2000 年代以降の貧困政策において、「社会的排除・包摂」と関わり把握された「自立」の制度化過程を検討する。近

年の貧困政策の再編を、「自立」の歴史的文脈に着目し検討することで、その特徴と問題点を明らかにする。

森 瑞季（大阪公立大学）

相互承認を持たざる〈わたし〉と持つ〈あなた〉との間で崩壊させないために——プルードンの所有の概念を中心にすえて社会的包摂を考える

社会政策や社会福祉、そしてそれらを包括するものとしての社会的包摂の概念は、支援される〈わたし〉と、その〈わたし〉を支援する〈あなた〉のあいだにあって複雑な関係をうみだす。さらに踏み込んでいえば、〈わたし〉は〈わたし〉の直接生存に関する、また社会的な生殺与奪を、まるで〈あなた〉が所有しているかのような錯覚におちいることすらある。

本報告では、「所有とは悪である」と述べたプルードンの言説を用いながら、その「所有」の範囲の解釈をさらに広げ、〈わたし〉がもちうる自尊感情や自己肯定感は〈わたし〉のものであるとしつつも、社会的包摂の現場で必要である相互承認やそのバランスが崩壊しないために、〈わたし〉と同様に、支援する〈あなた〉の存在もまた支援される〈わたし〉にはかけがえのないものであるとする議論をおこなう。

小倉常明（東京通信大学）

ハンセン病療養所における妊娠・出産で生まれた未感染の子どもへの養育に関する研究——ハンセン病患者家族補償法に対する差別・偏見の検証

2019年、ハンセン病患者家族への補償として「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が制定され、患者家族へ、補償金を支給することとした。5年間の時限立法であったが、推測していた約3割程度しか申告がなかったため、5年間の延長をすることとなった。

ハンセン病療養所では、強制不妊手術（断種手術）、中絶手術が実施されていた。そのため、手術の失敗により子どもが産まれることがあっても、それ以外での妊娠・出産は、療養所ではありえないことであった。

奄美和光園では、カトリックの影響から、60～70人程度の子どもの産まれているという。しかしながら、そうした子どもたちの多く、家族賠償金の支給を受けることをためらっている。その背景には、根強いハンセン病への差別・偏見への恐れがあるからである。

家族補償法、家族補償金は、いったい誰のためのものであるのかについて、聞き取り調査から検証していくこととする。

自由論題【G】 労働

座長：浅野和也（津市立三重短期大学）

本田恒平（立教大学）

現代日本で「労働者主体性」を獲得する——2つの“ローキョー”の実践と労働政策

日本の労働市場において、労働者自身が主体的に事業を運営・管理する取り組みは依然として限定的であり、多くの労働者は従来型の「雇われる」形態に依存している。しかし、雇用の不安定化や働き方の多様化が進む現代社会において、労働者自らが労働のあり方を主体的に選択・運営できる仕組みを模索することは、資本主義社会における重要な課題である。労働組合による労働者供給事業（労組“労供”）と労働者協同組合（“労協”）は、それぞれ異なる制度的出自と社会的役割を持ちながらも、共通して「労働の主体性回復」を志向している点で意義深い。本報告は、両者の制度や実践を労働者主体性の観点から再検討し、労働者主体の就労モデルがいかんにして具体的に実現可能性について論証する。本報告を通じて、持続可能な労働環境の構築に向けた制度設計や政策的方向性についても考えたい。

大野 威（立命館大学）

労働審判の起源と背景——絶対王政期におけるリヨン絹織物ギルドの紛争解決制度

日本を含む多くの国で、労働問題に詳しい労使の代表を裁判官とし、迅速、低コストで職場の紛争を解決する労働審判の仕組みが設けられている。本報告は、この仕組みが1806年にナポレオン・ボナパルトによって創設された労働審判（Conseils de Prud'hommes）からはじまったもので、絶対王政期（アンシャンレジーム）、リヨンの絹織物ギルドの紛争解決制度（取締り親方制度）をそのもとにしていることを明らかにしようとするものである。

報告では具体的に、(1)リヨン・絹織物ギルドの特徴と取り締まり親方制度の変遷、(2)フランス革命時にリヨン絹織物職人が果たした役割、(3)ギルド廃止(1791年)後のリヨン絹織物職人の動向、(4)1806年の労働審判の仕組みとその後の発展、を明らかにする。

那須蘭太郎(東京大学・院生)

Motherhood Penaltyによる賃金低下——スキル・職業特性によるその異質性

本稿では、出産に伴う女性の賃金低下(Motherhood Penalty)が、女性の就いている職業のスキルレベルや特性によって異なるかどうかを明らかにする。働く母親の賃金が低下することに関しては、人的資本の喪失や労働市場に対して割くことができる effort の低下による影響が指摘されてきた。高スキル女性は、家事労働への参加によって失う人的資本が相対的に大きく、また家事労働との調整が難しいチームワーク的職業や自律性の低い職業は、より大きな Motherhood Penalty を経験することがすでに指摘されている。しかし、同様の傾向が日本でも確認されるのかは明らかでない。そこで本稿では、2007年から2024年までの東大社研パネル調査データ(JLPS)を使用し、日本版 O-NET の職業指標を外挿することでこの問いを検証した。固定効果モデルによる分析の結果、高いスキルを持つ高 SES や大卒の女性ではそうでない女性と比べ賃金の低下が顕著であることが示された。一方で、チームワークの要求や仕事の自律性に関しては賃金の低下に影響していないことが明らかとなった。

自由論題【H】 育児支援政策

座長：梶原豪人(県立広島大学)

猪熊弘子(駒沢女子短期大学)

英国の保育における子どもの安全を守る制度の現状——指定保護責任者の語りから

児童福祉の長い伝統を持つ英国(主にイングランドを指す)においては、保育施設にいる子どもたちの安全を守ること(Safeguard)が大きなテーマとなっている。保育が拡充されつつある中で、子どもの安全をどのように守っているのだろうか。英国・ロンドンの保育施設を8か所を訪問し、そこで働く保育者のインタビューを実施した。特に、各施設に配置されている「指定保護責任者」13名へのインタビューを行い、その分析から英国の DBS 制度がどのように現場で運用されているのか、その効果や課題を明らかにした。日本においても2026年度から運用される予定の DBS 制度であるが、日本と英国の制度を比較し、DBS 制度をどのように日本で運用していくべきなのかを考察した。

楊 今舂(一橋大学・院生)

先進国の育児支援政策の類型化——OECD21 か国の比較分析

本研究では、OECD 加盟 21 か国の育児支援政策の分岐を類型化手法により考察を行う。

まず、政策目的に基づき、育児支援政策を家族化と脱家族化の二つの方向に分ける。そのうえ、この二つの方向の組み合わせにより、理念上に存在する四つのタイプの可能性を提示する。家族化と脱家族化の度合いが低い「国家残余型」、そして両者がともに高い「両立支援型」がある。「家族主義型」は高い家族化と低い脱家族化の度合いを示しており、それに対して、「就労志向型」は低い家族化と高い脱家族化の程度を代表する。

続き、研究方法には、質的比較分析手法の一種である FSITA(Fuzzy Set Ideal Type Analysis)を採用する。キャリブレーションやメンバーシップスコアの計算により、2022年の OECD 加盟 21 か国データを、前に設定された理念型類型に位置付けさせ、各国政策の違いを明らかにする。そして、1980年の各国のデータを同じ手続で操作化し、現在と比較することで、各国の位置付けの変化も浮き彫りになる。

石田健太郎(明星大学)

保育の質評価の概念変化とその具体的様相

本報告では、わが国における就学前教育・保育における保育の質評価が、どのようなものと認識され、その政策形成過程の中で位置づけられてきたのかについて、検討を行う。ダールベリらによれば、保育の質評価におけるグローバルな覇権を得たメインストリームの言語は、測定によって数量化される質(Quality)である。その一方で、こうした数量化される質とは異なる評価(Evaluation)の言語が、数量化される質(Quality)の言説と共存するようになることも指摘されている。そこで本報告では、内閣府子ども・子育て会議等の議事録を対象に社会問題の自然史アプローチを用いて、内容分析を行うことで、保育の質に関す

る評価概念をめぐる議論の特徴と推移について、明らかにする。以上のことを通して、よい「保育」をめぐる価値の葛藤と政治に関する今後の見通しを得ることとしたい。

自由論題【I】 障害者

座長：小田巻友子（立命館大学）

福島淑彦（早稲田大学）

法定雇用率制度の限界と可能性——日本の障害者雇用政策の現状と再設計への視座

本論文は、日本における障害者雇用政策の現状と課題を批判的に検討し、制度的な再設計の必要性を提起するものである。1960年に導入された法定雇用率制度は、障害者の就労促進に一定の成果をもたらしてきたものの、2024年時点でも民間企業の約半数が法定雇用率を達成しておらず、さらに未達成企業の過半が障害者を一人も雇用していない実態がある。加えて、障害者の就労形態は非正規が多く、賃金格差も大きい。これらの事実は、法的強制による量的目標達成に偏重した制度運用の限界を示している。一方、スウェーデンでは雇用義務制度を採用していないにもかかわらず、高い就業率と雇用の質を実現しており、その背景には社会的インクルージョンの理念と、多様な就労支援政策の連携がある。本報告では、日瑞比較を通じて、日本の障害者雇用政策の構造的課題を明らかにするとともに、制度の実効性と持続可能性を高めるための政策的含意を提示する。

松清あゆみ（東京大学）・近藤武夫（東京大学・非会員）

知的障害のある高校生を対象とした短時間有償インターンシップの意義

本研究は、知的障害特別支援学校に在籍する高校生を対象に、地域の一般企業で短時間の有償インターンシップを実施したアクションリサーチである。従来、障害福祉施策においては、福祉サービスの利用と一般就労が二項対立的に扱われてきたが、近年では福祉サービスを活用しながら就労する形も模索されつつある。しかし、そうした働き方の社会的認知や労働環境の整備は不十分である。そこで本研究では、福祉の支援が想定される高校生に対し、明確な業務内容と短時間勤務の条件下で有償インターンを実施した。生徒からは「対価がもらえて嬉しい」「もっと長く働いてみたい」といった声が上がリ、教員からも「学校では得られない経験」との評価が寄せられた。一方で、実施を支えるコーディネーターの役割が制度的に不在で、ボランティアに担われている点が継続の課題となった。本発表では、短時間有償インターンシップに参加した生徒と学校教員のヒアリング結果から、本プログラムの意義を考察し、本プログラムを展開していくための課題について報告する。

山村りつ（日本大学）

4年制大学における障害学生への合理的配慮の保障——必要な手続きと体制の検討

本報告は2024年に実施された四年制大学へのアンケート調査、および2025年の担当者へのインタビュー調査の結果から、四年制大学において障害学生に必要な合理的配慮を保障するために必要な枠組みについて検討した結果を示すものである。合理的配慮は障害者がその権利を保障され行使するために必要な配慮であり、障害者権利条約と、その批准のために策定された障害者差別解消法によって法制度化されている。しかしながら、その概念の特性により、障害者が本当に必要とする（さらに合理的であると認められる）合理的配慮を受けることができるようにするためには、実際のその手続きにおける工夫と仕組み作りが不可欠である。2024年調査では大学においてそのような体制が整っていない可能性が示唆されており、本報告ではその後実施された2025年調査と併せた考察を行い、実際に必要な体制についての示唆を提供することを目指す。

自由論題【J】 震災と社会政策

座長：中村天江（連合総合生活開発研究所）

前田一步（聖心女子大学）

戦前期東京における公園の罹災者問題——関東大震災と東京空襲の比較から

都市公園は都市の「余白」として、さまざまな機能を担っている。とくに防災や防火、避難所としての機能は、普段は意識されないものの、公園に付与された重要な役割である。本研究では、公園の防災上の機能が顕現した事例として、関東大震災（1923）と第二次大戦下における東京の空襲（1944-1945）を扱う。とく

に、避難する側である市民と、その公園を管理する行政が、それぞれどのようなものとして公園を認識し、非常時における役割の改変を受け入れたのかを検討する。

まず、多くの市民は関東大震災の経験から、空襲時には公園に避難した。そしてまた行政主体は、関東大震災後の復興計画で公園を次々と新設すると同時に、防空計画や空襲後の遺体処理において、きわめて柔軟に公園の空間改変を行う。一方で、震災や空襲で住居を失い、公園に避難した罹災者に対しては、労働を通じて一日も早く生活を再建することを促した。近代日本において公園は、児童教育・社会教育の機関として、教化的な性格を持つものであることが議論されてきたが、非常時に公園に避難した者もまた、生活・労働への態度に介入される対象となったのである。

加藤穂高（福島大学）

福島県における震災・原発事故後の未遂を含む自殺の動向とその継続性

福島県は自殺死亡率が比較的高い地域として知られている。こうした傾向の背景には様々な要因が考えられるが、福島県特有の要因として 2011 年の東日本大震災および福島第一原子力発電所事故の影響が挙げられる。実際、先行研究の中には原発事故後の自殺の増加を指摘したものが少なくない。しかし、福島県では 2011 年以前からすでに自殺死亡率が上昇していた。このため、現在の自殺死亡率の高さが震災・原発事故に起因するのか、あるいは他の構造的要因によるのかを識別することは、今後の自殺対策を検討・推進するうえで重要な課題である。

ただし、自殺による死亡のみに着目すると、福島県のような地方部ではサンプルサイズの制約が大きく、統計的な識別が困難となる。そこで本研究では、総務省消防庁「救急搬送人員データ」を用い、自殺未遂を含むより包括的な自殺関連事案の動向を把握するとともに、計量的手法を用いて震災後の自殺傾向の推移とその継続状況を分析・評価する。

自由論題【K】 デジタル社会

座長：吉村臨兵（愛知学院大学）

金 俊永（韓国雇用情報院）・申 在烈（広島大学）

デジタル労働プラットフォームの多様性とその要因——ベビーシッターサービス・プラットフォーム労働を中心に

本研究は、韓国のベビーシッター分野における主要な 4 つのデジタル労働プラットフォーム（ママシッター、シッターネット、ジャランダ、チェックアゴ）を対象に、労働者 17 人およびプラットフォームの人事担当者へのインタビュー調査を通じて、同一職種内におけるプラットフォームの構造的多様性を実証的に明らかにした。収益構造、スキル要求水準、顧客との関係の持続性がプラットフォームの設計と労働統制様式を規定する主要因であり、これにより労働者の自律性や業務経験に大きな差異が生じていた。従来の研究が業種間の共通傾向に注目してきたのに対し、本研究は同一業種内のプラットフォームの違いに焦点を当てる点で学術的意義がある。

金 湔垣（一橋大学・院生）

日韓におけるプラットフォーム・ワーカーの保護をめぐる政治——プラットフォーム企業の権力を中心に

近年、プラットフォーム・ワーク（以下、PFW）の保護に向けた先進諸国の取り組みにみられる多様性を説明するための研究が盛んになっている。先行研究ではその要因として、労働組合の戦略が注目されてきたが、政策決定に関わる多様なアクターの相互作用を総体的に捉えられているとは言い難い。

そこで本研究は、日本と韓国において最大手の地位を固めた配達プラットフォームの事例を手掛かりに、PFW の保護規制の多様性を説明するに際し、プラットフォーム企業の権力とそれの獲得に向けた戦略に注目することの重要性を強調する。具体的には、インフラストラクチャー的権力（infrastructural power）の拡大を追求するプラットフォーム企業の「論争的コンプライアンス（contentious compliance）」戦略が、既存の制度的条件と国家の規制という制約の下でどのように行使されてきたかを比較検討し、保護規制の水準との関係について考察する。

本研究は、プラットフォーム企業の権力に注目した、新しいアプローチの有効性を提起する点、アジアの多様性を説明するための事例研究の蓄積を目指す点で意義がある。

李 赫然（立教大学）

中国における政府サービスのデジタル化の進展に関する研究

近年、中国における社会保障制度のオンラインサービス利用者が急増しており、社会保障制度のDXが加速度的に進展している。これは、政府サービス統合プラットフォーム（アプリ）の普及と密接に関連している。これらの政府サービス統合アプリは、テクノロジー・イノベーションに伴うソーシャル・イノベーションの一例であり、国民に利便性をもたらすだけでなく、政府行政の効率向上にも寄与している。さらに、政府サービスのデジタル化は、中国における従来の「人脈社会」を根本的に見直す契機となっており、「国民・企業・政府」という三者による協同的ガバナンスや、市民参加の促進にもつながっている。

本研究では、中国における政府サービスアプリ、すなわち①浙里弁（浙江省）、②粵省事（広東省）、③随申弁（上海市）を事例として取り上げ、それぞれの仕組みに見られる特徴や地方間の相違点を明らかにするとともに、アプリの普及によって生じたソーシャル・イノベーション、三者協同型ガバナンス、市民参加のダイナミズムについて検討する。

自由論題【L】 生活保障

座長：垣田裕介（大阪公立大学）

岡本祥浩（中京大学）

居住福祉の観点から現在の居住困窮者支援策の考察

住宅セーフネット制度は住生活基本法の下で用意されてきたが、人口の高齢化と減少、空き家の増大と住宅確保要配慮者の増加を背景にその役割が拡大している。しかしながら、その機能と効果は、居住が暮らしや人権の基盤であるとの認識と現状の把握が欠落し、居住困窮者への居住を保障せず、その効果も発揮できていない。

居住支援施策が不十分であるにも関わらず、住宅確保要配慮者（困窮者）は増加を続けている。すなわち、人口構造や高齢者への忌避感から高齢単身世帯が急増する。労働力不足から外国人戸籍世帯がますます増加している。医療の進化と高齢化の進展から障害者が増加し続けている。大家などの忌避感や性別役割分担による低所得から子育て世帯や母子世帯の居住困窮がますます深刻化している。こうしたことを背景にコロナ禍において住宅困窮者が急増し、元野宿者、ネットカフェ難民、生活困窮者などと多様な居住困窮者が増え続けている。

居住に困窮する者の増加に、担当部課や省庁の領域内に留まる細分化した施策が次々と創設されるが、領域を超えた制度施策が提起されず、居住との関わりが欠落しているために暮らしや人権の保障に繋がっていない。すなわち、ソフトとハードの非連携、住宅と居住支援の分離、住宅の地理的立地や居住支援法人の活動地域などが考慮されていない。

要するに本報告は、住宅確保要配慮者に適切な居住機能を保障し、それを基盤として必要な生活支援を実施する必要があることを指摘する。

泉田信行（国立社会保障・人口問題研究所）

居住選択のタイミングに世代間の差異は存在するか

日本の持ち家率は1993年の59.8%から2013年に61.7%となった後、2023年の60.9%まで低下してきた。持ち家率の低下については若年世代（出生時点が後の世代）における非正規雇用化などの経済的な背景からの持ち家取得の困難が存在するとの指摘がある。日本のパネルデータを用いた先行研究では、夫の職業、親との同居、世帯所得などが住宅取得に対して関連することが指摘されている。しかしながら、世代としての住宅取得行動の変容であるのか非正規就業の影響であるのかは十分に検討されていない。

本稿では、住宅取得行動の有無、タイミング、関連要因行動に世代間で差異が存在するの可否かを非正規就業などの就業形態を統制した上で明らかにすることを目的とする。厚生労働省が実施した21世紀成年者縦断調査の14年成年者調査及び24年成年者調査を用いて、おおよそ1968年生～1992年生まれの者を分析対象とした実証研究の成果を報告する。

秋朝礼恵（東海大学）

伝統的リスクと新しいリスクとの相互作用が中間層に与える影響について

伝統的な社会的リスクと新しい社会的リスクの相互作用により、スウェーデンの中間層の経済的な安定が揺らいでいる。失業問題や健康問題といった伝統的なリスクが雇用の不安定化やワーク・ライフ・バランスの

難しさといった新しいリスクと重なり合っている状況に対して、これまでのところ、政府が有効な対策を講じられているように見えない。そして、そのような対策は、気候変動、安全保障上の課題、デジタル化の進展といった外的条件の変容を踏まえつつ、かつ、市民の負担を増やさないと国内条件の下で策定されるため、状況はより一層複雑化している。そこで、まず、相互の関連する伝統的なリスクと新しいリスクとが中間層の社会移動と生活の質にどのような影響を与えているのかを分析することを本研究の目的としている。

自由論題【M】 人事労務管理

座長： 恵羅さとみ（法政大学）

青木宏之（香川大学）

地方成長企業の人材育成——制度派労働研究による地方中小企業分析

国際比較において、日本は内部労働市場が高度に発達した国の一つとして位置づけられている。本研究の主題である技能形成も、この内部労働市場の中で行われ、そのことが他国においてしばしば課題とされる引き抜きの問題を回避する要因となってきたと指摘されている。

しかし、実際の日本の雇用形態はより多様であり、とくに中小企業においては、このモデルとの乖離が大きい。日本の労働研究では、中小企業の雇用を「日本の雇用システム」に達していないものとして捉え、その多様性に固有の論理を見出そうとはしてこなかった。

中小企業を理解するためには、多様性そのものに注目すること、そして内部化ではなく、雇用制度の拡散のメカニズムを捉えることが重要ではないだろうか。本報告は、いわゆる日本的雇用システムからの乖離を、「環境への組織的適応」と捉え直し、そこに独自の論理を見出そうとするものである。

そこで本報告では、地方経済の内発的発展という関心のもと、香川県に研究開発と経営企画の中心拠点を持つエレクトロニクス企業 X 社を対象として、同社の中核人材の技能形成を分析する。

対馬洋平（明治大学・院生）

ホワイトカラー雇用制度の変容と労使関係——「ジョブ型」を巡る情報通信企業の事例を通じて

本報告では、制度派経済学の枠組みに基づき、ホワイトカラーという概念を、継続的な企業活動に必要な各種の調整機能を担い、そこに生まれる内部労働市場において制度的な恩恵を得ている層と位置付け、ホワイトカラーの雇用制度の変容を考察する。このように定義したホワイトカラーは、制度を巡る政治的アクターとして他の政治的アクターと相互に影響を与え合いながら、制度の形成や変容に関与する。日本ではホワイトカラーが政治的アクターとして強い影響力を持っていたのに対し、アメリカではその影響力が弱かった。こうした労使関係の違いが、アメリカではホワイトカラーのアウトソーシングや外部労働市場化を一層推進したのに対し、日本では制度の相対的な維持に貢献した。本報告では、日本の情報通信企業における「ジョブ型」に関する論議を事例として取り上げ、制度を巡る政治的アクターの駆け引きを歴史的制度論の観点から踏まえ分析し、ホワイトカラーの雇用制度の変容を考察する。

鈴木恭子（中央大学）

正規雇用と非正規雇用の職務の差異

日本の正規雇用と非正規雇用の間には賃金をはじめとする非常に大きな処遇の格差が存在する。その格差は、正規雇用と非正規雇用の仕事および働き方が全く異なるということを理由に、なかば当然視されてきた。しかしながら、実際には職務の内容を測定するのは困難が伴うものであり、両者が担当する仕事の間どの程度の差異があるかについては、いくつかの先行研究を除いて、必ずしも定量的・実証的に明らかにされてきたとはいえない。

そこで本稿では、調査対象者が担当する職務内容について様々な角度から質問している調査を用いて、同じような職域に属する正規雇用と非正規雇用との間で、担当する職務にどのような違いがあるのか（あるいはないのか）を検証する。あわせて、分析の結果明らかになった職務の違いの程度が、正規雇用と非正規雇用との間の報酬格差を正当化するものかについても、検討する。

幹事会・各種委員会・専門部会開催のご案内

	10月25日(土) (11:30 ~ 12:45)	10月26日(日) (11:30 ~ 12:45)
幹事会 *	B号館 103 教室	C号館 101 教室
学会誌編集委員会	大学院 1号館 102 教室	C号館 102 教室
春季大会企画委員会	B号館 201 教室	C号館 103 教室
秋季大会企画委員会	—	C号館 104 教室
共通論題打ち合わせ	B号館 203 教室	—
国際交流委員会	B号館 301 教室	C号館 201 教室
地方部会		C号館 202 教室
ジェンダー部会	大学院 1号館 201 教室	C号館 203 教室
労働史部会	大学院 1号館 203 教室	C号館 204 教室
総合福祉部会	大学院 1号館 204 教室	C号館 205 教室
社会保障部会	大学院 1号館 205 教室	C号館 301 教室
非定型労働部会	大学院 1号館 206 教室	C号館 302 教室
雇用・社会保障の連携部会	大学院 1号館 207 教室	C号館 303 教室
保健医療福祉部会	大学院 1号館 208 教室	C号館 304 教室
労働組合部会	大学院 1号館 209 教室	C号館 305 教室
アジア部会	大学院 1号館 210 教室	C号館 306 教室
社会的排除／包摂部会	大学院 1号館 211 教室	C号館 307 教室
産業労働部会	大学院 1号館 212 教室	C号館 401 教室

* 10月24日(金) 午後の幹事会は 関西学院大学大阪梅田キャンパス 1402 (14階) となります。会場アクセス URL : https://www.kwansei.ac.jp/kg_hub/access

- 幹事会・各種委員会・専門部会開催のため、各教室を上記の通り確保してございますが、開催されるかどうかや開催時間帯は、各々ご担当者までご確認ください（表頭の括弧内の時間帯は昼休み時間をご参考まで記載）。
- 両日ともお弁当（参加登録時に要お申込み／前納）は B号館 104（休憩室）で配布を予定しております。
※ 1日目、お昼休みの会議の場所（大学院 1号館）までお弁当のお届けをご希望の方は受付の際にお申し出ください。お昼休み時間に大学院 1号館まで配達いたします。

大会会場・交通アクセス

関西学院大学 西宮上ヶ原キャンパス

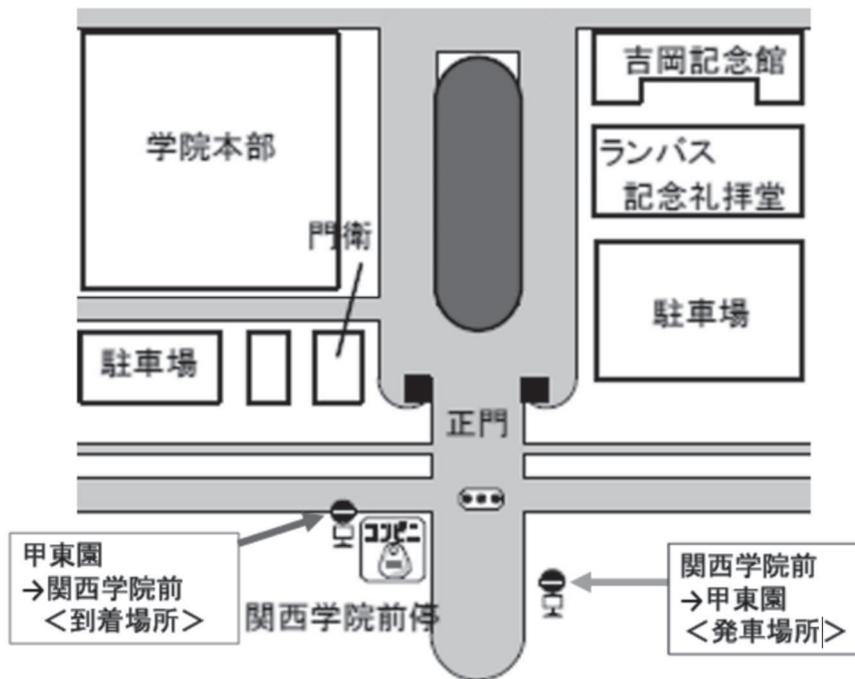
〒662-0891 兵庫県西宮市上ヶ原一番町 1-155

アクセス方法



阪急今津線「甲東園駅」より徒歩約12分 または阪急バス利用で「関西学院前」下車

関西学院前 バス 停留所 案内



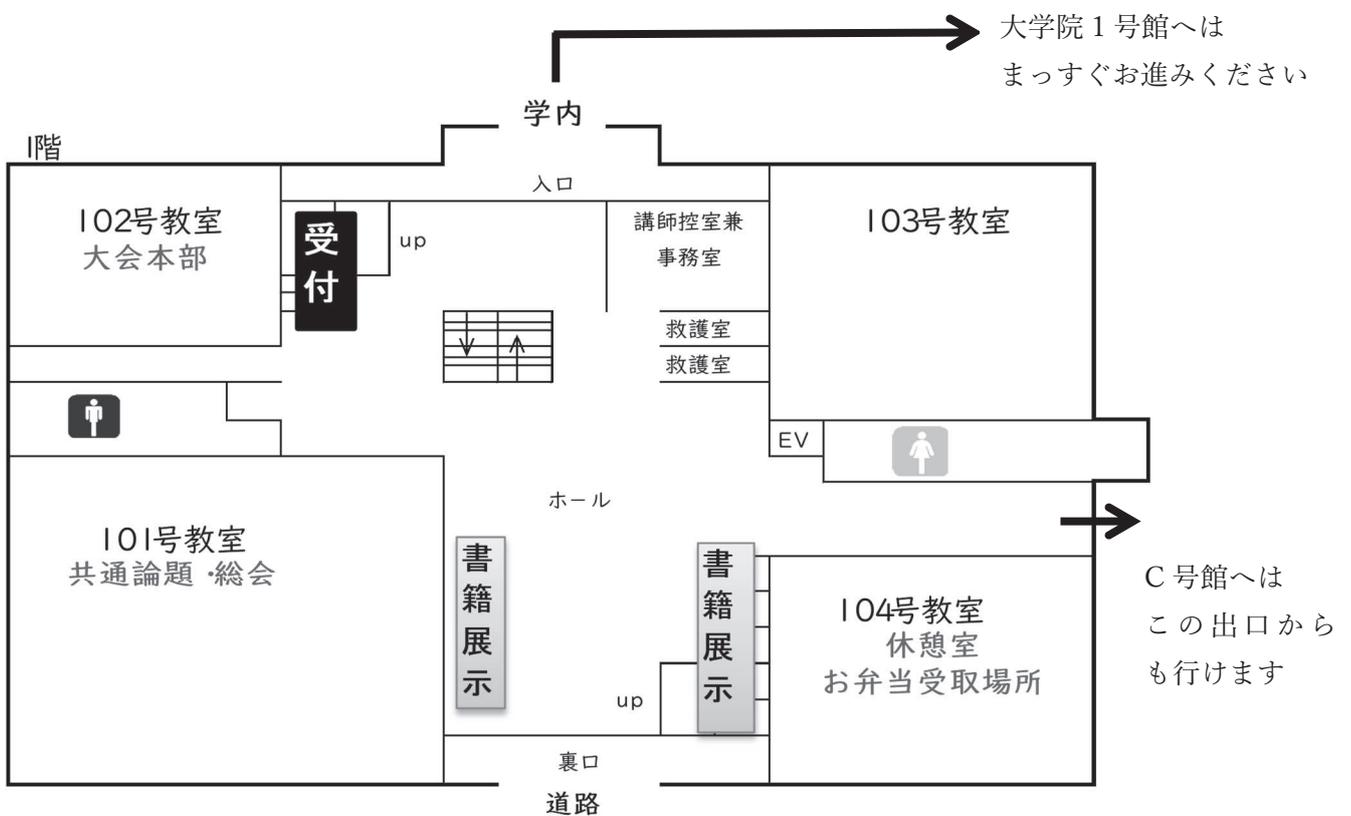
教室配置図

教室配置の概要

	10月25日(土)	10月26日(日)
受付	B号館1階入口付近	
共通論題・総会	B号館101教室	
テーマ別分科会・自由論題・ 書評分科会	B号館 大学院1号館	B号館
幹事会*・委員会・専門部会	B号館 大学院1号館	C号館
書籍展示	B号館1階ホール	
休憩室	B号館104教室	
大会本部	B号館102教室	
懇親会	関西学院会館	

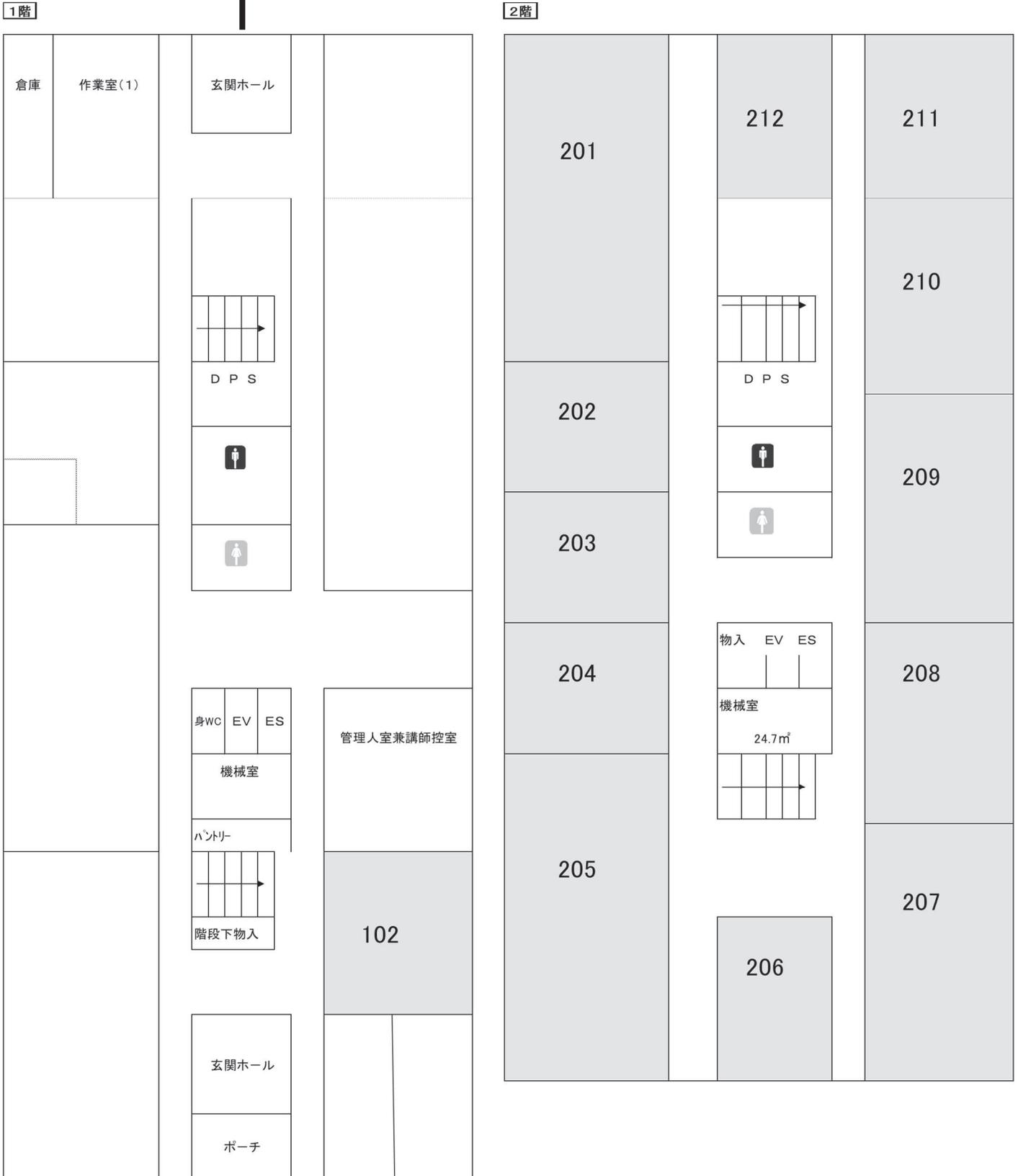
*10月24日(金)午後の幹事会は 関西学院大学大阪梅田キャンパス1402(14階)となります。

B号館1階 教室配置図



大学院 1号館 教室配置図

B号館・C号館へは
まっすぐお進みください



懇親会のご案内

日時：10月25日（土）18：10～19：50

場所：関西学院会館レセプションホール

懇親会参加費（6,500円）は大会参加登録と一緒に事前にお申込み・前納ください。準備の都合上、大会当日の懇親会参加お申込みは原則お受けできません。ご了承ください。

